

第4期大阪府地域福祉支援計画＜関係事業一覧＞【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
（1）地域福祉のセーフティネットの拡充									
①市町村と連携したセーフティネットの拡充									
19	市町村における包括的な支援体制の構築	▼ 市町村の高齢・障がい・児童・生活困窮などの福祉関係部署をはじめ、住まいや教育、就労、保健センターなどの関係部署や市町村社協や社会福祉法人、隣保館（※）などの関係機関が連携し、包括的な支援体制が構築・拡充されるよう、市町村訪問による助言、先進事例や最新情報の提供などを通じて、市町村を支援します。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金 ○市町村地域福祉担当課長会議	○地域福祉・高齢者福祉交付金の活用により、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情や住民ニーズに沿った施策を立案、推進することを支援した。 交付市町村 令和元・2年度 政令市中核市を除く34市町村 交付事業 令和元年度108事業、令和2年度106事業（CSW配置促進事業、小地域ネットワーク事業、街かどデハハウス事業等） ○市町村における包括的な支援体制の構築が進むよう、アンケートの実施や市町村訪問及び市町村地域福祉担当課長会議を通じて、必要な情報提供や意見交換を行った。 ・市町村アンケート実施（全市町村） ・市町村訪問（訪問数：R1年度12市町、R2年度15市町） ・市町村担当課長会議（開催回数：毎年度2回）	見直し 継続	○市町村が地域共生社会の実現や地域福祉・高齢者福祉の向上に資する事業をより地域の実情に沿った効果的な事業として市町村に創意工夫を促すため、令和3年度より事業評価制度を導入 ○市町村が包括的な支援体制を整備するため、国の動向や他地域の取組み等の情報提供を行う市町村地域福祉担当課長会議や市町村訪問等を継続	○交付申請であがつくる事業が固定化し、地域の実情に沿った新たな取組みやモデル事業等の市町村の創意工夫を凝らした取組みが進んでいない。 ○令和3年度に創設された重層的支援体制整備事業の円滑な事業実施に向けた市町村支援の検討が必要	○令和3年度から導入した事業評価制度により、交付金が効果的な活用されるようになったのが把握を行い、評価方法の見直しを含めた交付金活用の研究を進める。 ○引き続き市町村訪問や会議等を通じて収集した先進事例や最新情報について、市町村地域福祉課長会議において情報提供を行っていく。	地域福祉課
19	地域づくりに資する環境整備	▼ 地域住民等による主体的な地域づくりを進めるため、小地域ネットワーク活動などの地域住民の活動を支援することにより、地域住民が見守り、支え合う取組を市町村及び市町村社協などと連携して進めています。 また、地域住民等の地域福祉活動への関心を高めるため、住民向け研修会やシンポジウムなどの市町村の取組を支援します。 このほか、地域づくりに資する好事例などを提供するなど市町村を支援します。 孤立死を防止するため、こうした地域づくりのほか、新聞配達や電気・水道・ガス等のライフライン事業者との連携等効果的な方策を検討します。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 ※本交付金を活用し、孤立死防止関連事業に取り組む自治体あり ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】	○市町村を通じて、市町村社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組に対し、交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議の場を活用し、市町村の実施状況や課題、対応策等について情報提供を行った。 ○市町村が民間団体（市町村社会福祉協議会等）と連携して行う孤立死防止事業について、交付金による財政支援を行った。	継続	○府内全市町村において、小地域ネットワーク活動の取組が進められている一方で、参加者の固定化や担い手不足、活動のマンネリ化などの課題がある。 ○各市町村において、ライフライン事業者等との連携を進めるなど、孤立死を未然に防ぐ仕組みづくりを行う必要がある。	○府内全市町村において、小地域ネットワーク活動の取組が進められている一方で、参加者の固定化や担い手不足、活動のマンネリ化などの課題がある。 ○各市町村において、ライフライン事業者等との連携を進めるなど、孤立死を未然に防ぐ仕組みづくりを行う必要がある。	○引き続き、交付金による財政支援を行うとともに、市町村担当課長会議を通じて、先進事例や最新情報の提供を行っていく。	地域福祉課
		○大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定 ・協力企業等との協定の締結	○認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進を図るため、民間の協力事業者と大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定を締結した。	継続	○市町村が構築する高齢者の見守り体制等の充実に寄与しており、引き続き、民間企業の協力を得て、取り組みを進める必要がある。	○市町村が構築する高齢者の見守り体制等の充実に寄与しており、引き続き、民間企業の協力を得て、取り組みを進める必要がある。	○「高齢者にやさしい地域づくり推進協定」に関し、協定先事業者の取組み状況を把握し、必要に応じて取組みの促進を働きかける。	介護支援課	
		○大阪ええまちプロジェクト	○高齢者の社会参加・生きがいづくり推進に向けた気運醸成や住民主体の多様なサービス創出等の促進を支援。 ・プロジェクト型支援や随時個別相談型支援を通じて地域団体への支援を実施した。 ・大交流会において地域づくりの関係者を対象に、居場所づくり、生活支援、移動支援等の取組状況や、好事例を発信した	継続	○高齢者の社会参加・生きがいづくりの気運醸成を図るとともに、市町村における多様なサービス創出を推進した。	○引き続き、気運醸成と多様な主体による多様なサービス創出に向けた取組を実施していく。	介護支援課		
20	地域福祉のネットワークの仕組みづくり	▼ 地域福祉のセーフティネットの核であるCSWの配置促進に努め、「見守り・発見・つなぎのネットワーク」の強化を図ります。	○地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業 法定負担分19.25%） ※予算額・決算額は地域支援事業交付金の総額	○市町村が地域支援事業交付金の包括的支援事業で以下の取組を実施した。 生活支援体制整備事業で、生活支援コーディネーターを第1層及び第2層に配置した。（兼務を含む） 令和元年度に比べて令和2年度は配置人数が増加した。 ○市町村が地域支援事業交付金の任意事業で以下の取組を実施した。 ・配食サービス ・緊急通報システム ・その他見守り事業	継続	○市町村が地域支援事業交付金を活用し、地域の実情に応じた取組を実施した。	○市町村が地域支援事業交付金を活用し、地域の実情に応じた取組を実施する必要がある。	○引き続き市町村が地域支援事業交付金を活用し、地域の実情に応じた取組を実施するために、情報提供をしていく。	介護支援課
		▼ 地域福祉のセーフティネットの核であるCSWの配置促進に努め、「見守り・発見・つなぎのネットワーク」の強化を図ります。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 ※市町村は、本交付金を活用してCSW配置促進に取り組む ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】	○交付金の活用により、地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組や、住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行うコミュニケーションワーカー（CSW）の配置を支援し、「見守り・発見・つなぎのネットワーク」の強化を図った。 ・令和元年度CSW配置人数：150人（府内35市町村） ・令和2年度CSW配置人数：136人（府内34市町村） ※令和2年度から吹田市が中核市に移行	継続	○交付金の活用により、各市町村ではCSWの配置が進んでおり、配置割合は全中学校区の約85%超となっている。	○交付金の活用により、各市町村ではCSWの配置が進んでおり、配置割合は全中学校区の約85%超となっている。	○引き続き、全中学校区に1名の配置をめざし、市町村地域福祉担当課長会議等を活用し、市町村へ配置促進を働きかけるとともに、交付金による財政支援や先進事例（地域福祉のコーディネーターとの連携事例等）の周知・啓発等を行っていく。	地域福祉課
		▼ CSWをはじめ、地域包括支援センター（※）や社会福祉施設、介護保険サービス事業所（※）、生活支援コーディネーター、SSW、スマイルサポーター等地域の支援機関等の連携が進むよう、市町村に働きかけます。 また、コーディネーターの連絡協議会等を活用し、各制度・支援内容の周知・PRなど連携強化に向けた相互理解の啓発を行います。	○CSWブロック別連絡協議会等 ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】	○CSWブロック別連絡協議会の場を活用し、SSW担当者より「大阪府のSSW事業とCSWとの連携について」情報提供をいただき、相互の制度概要や活動内容について、理解促進が図られた。 ○市町村地域福祉担当課長会議において、CSWを中心としたSSW等のコーディネーターの連携事例について情報提供し、協働体制づくりを働きかけた。	継続	○具体的な連携事例を情報提供することにより、コーディネーター間の協働体制づくりの働きかけを行った。	○具体的な連携事例を情報提供することにより、コーディネーター間の協働体制づくりの働きかけを行った。	○引き続き、先進事例を収集し、市町村へ情報提供を行っていく。	地域福祉課
○スクールソーシャルワーカー配置事業 ※スクールソーシャルワーカー連絡会の実施	○府教育庁主催のSSW連絡会や研修会において、CSW等地域の社会資源との連携について発信するとともに、福祉部主催のCSWブロック別連絡協議会に府指導主事が参加し、SSWとの連携について情報提供を行った。SSWとCSWが定期的に情報交換を行うことから、地域の課題や今後の連携の在り方について探る一助となった。	継続	○府、市町村教委指導主事及び各市町村のSSWとCSWの連携が図れた。 引き続き、CSWの活動について各市町村教委や学校現場での認識を深めることにより、福祉関係機関との有効な連携を図る必要がある。	○府、市町村指導主事及び各市町村のSSWとCSWのさらなる連携が必要。 また、CSWの活動について各市町村教委や学校現場での認識をさらに深め、福祉関係機関との有効な連携を図る必要がある。	○SSW連絡会におけるCSWとの連携をはじめ、CSWブロック別連絡協議会への府指導主事等の参加を通じて、相互の活動についての理解をさらに深め、連携の充実をめざす。	小中学校課			
○「教育と福祉の連携による家庭教育支援モデル事業」（～H30年度「アウトリーチ型家庭教育支援モデル事業」）	○本事業を再委託した市町の実情に応じた取組みの実施により、教育と福祉が連携した取組みの充実につながることができた。 ○全ての委託市町において、妊娠前から学齢期までの切れ目のない支援体制の整備を進めることができた。 ○全ての委託市町において支援が必要な子どもや家庭に関する情報の共有化が進んだ。 ○事業報告会において、府内全域にこの取組みを周知することができた。	終了	○各市町の実情に応じた取組みを実施し、事業報告会において、府内全域にこの取組みを周知することができた。 なお、令和2年度末に国委託事業が終了したことにより、本事業も終了した。	○引き続き、課題を抱え、地域から孤立しがちな家庭や保護者への支援の充実を図るとともに、教育と福祉が連携した取組みの充実、促進を図る必要がある。	○モデル事業の成果を府域の市町村へ周知啓発することにより、市町村での取組みの充実を図る。	地域教育振興課			
20	個人情報保護の取組	▼ 要支援者情報の共有化による効果的な支援サービスを提供するため、個人情報の保護と利用のバランスを十分に考慮し、市町村や関係者間で情報共有できるように個人情報保護制度の取扱いなど、そのルール化の促進に取り組むとともに、コーディネーター等に対しては、個人情報	○地域のコーディネータースキルアップ研修	○地域福祉のコーディネーターの基礎研修にて、CSWや包括的な支援体制の整備について、本計画についての説明も含んだ研修を実施した。 ※R2年度は新型コロナウイルス感染症のため中止となった。	継続	○R2年度は新型コロナウイルス感染症のため地域福祉のコーディネーターに対して個人情報保護の適正管理することはできなかったが、引き続き、周知をはかる。	○CSWが活動する上で、適切な個人情報の管理が求められる。今後も社会情勢や福祉環境の変化に伴った研修の実施が必要である。	○今年度は新型コロナウイルス感染症のため地域福祉のコーディネーターに対して個人情報の適正管理することはできなかった。次年度の研修では、オンライン研修を通じて、本計画や包括的支援体制、重層的支援体制整備事業についての講義を行い、周知をはかる。	地域福祉課

第4期大阪府地域福祉支援計画＜関係事業一覧＞【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
	保護情報の 発等	報保護に関する研修実施等を通じて啓発を図ります。 また、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）（※）」については、すでに社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始されていることから、利用者サービスの向上と個人情報の適切な管理等に努めます。	○民生委員・児童委員研修【再掲】 ※本予算を活用し、実施	○民生委員・児童委員に対して、個人情報保護に関する研修を実施した。	継続	○研修の実施により、民生委員・児童委員の資質の向上を図ることができた。	○民生委員・児童委員が活動する上で、適切な個人情報の管理が求められており、今後も社会情勢や福祉環境の変化に伴った研修の実施が必要である。	○引き続き、個人情報保護に関する研修を行い、適切な個人情報の管理を働きかけていく。	地域福祉課
20	個人情報保護の啓発等	▼ 要支援者情報の共有化による効果的な支援サービスを提供するため、個人情報の保護と利用のバランスを十分に考慮し、市町村や関係者間で情報共有できるような個人情報保護制度の取扱いなど、そのルール化の促進に取り組みとともに、コーディネーター等に対しては、個人情報保護に関する研修実施等を通じて啓発を図ります。 また、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）（※）」については、すでに社会保障・税・災害対策の行政手続きで利用が開始されていることから、利用者サービスの向上と個人情報の適切な管理等に努めます。	○職員研修支援事業 ※本予算を活用し、実施	介護事業所等に勤務する職員を対象に、個人情報保護法や制度に関する研修を実施し、個人情報保護の啓発を図った。 R1 ○受講者 174名、9回開催 (職員研修支援事業のうち数) R2 ○受講者 100名、3回開催 (職員研修支援事業のうち数)	継続	○本事業を実施することにより、職員が個人情報保護法を正しく理解し、利用者の権利を擁護するための体制づくりを推進した。	○介護現場等においても記録の作成・管理などのデジタル化が進むことにより、個人情報の保護・管理を適正に行うことが必要。	○引き続き、個人情報の保護を適正に行い、支援の質を高めることを目的とした研修事業を実施していく。	福祉人材・法人指導課
			○職員への個人情報の適正な管理を促すために、全体研修を行うとともに、各所属において職場研修を実施	○福祉部における個人情報漏えい等事案の報告件数は、以前に比べ減少しており、職員への全体研修ならびに各所属における職場研修の実施により、一定の効果が得られたものと考えられる。	継続	○職員への全体研修ならびに各所属における職場研修の実施により、個人情報の適正管理について、今後も継続して周知していく必要があるため。	○個人情報保護法改正に伴う制度変更への対応ならびに個人情報漏えい等の未然防止対策に努めなければならない。	○職員への全体研修ならびに各所属における職場研修の実施において、個人情報の適正管理に係るこれまでの内容に加え、変更点についても周知徹底を図っていく。	情報公開課
	CSW等の資質向上	▼ 複雑多様化する地域福祉課題への対応や、ICT（情報通信技術）の活用による支援手法の多様化に対応するため、CSW等のコーディネーターが、ソーシャルワークの専門的、かつ、幅広い知識を習得できるよう、研修等を行い資質向上を図ります。	○地域のコーディネータースキルアップ研修【再掲】 ○CSWブロック別連絡協議会【再掲】	○CSWの資質向上を図るため、府社会福祉協議会とともに、「地域福祉のコーディネータースキルアップ研修」として、新任のCSW等を対象にコミュニティソーシャルワークの基礎的な知識や技術の修得を目的とした「基礎研修」を実施した。 ※R2年度は新型コロナウイルス感染症により中止 ○CSWのブロック別連絡協議会（豊能・三島ブロック、北河内ブロック、中河内・南河内ブロック、泉州ブロック）に参加し、府からの情報提供や日頃の活動に関する意見交換を行った。 ※R2年度は新型コロナウイルス感染症のため、書面・オンラインでの開催	継続	○市町村を通じて、CSWに対し研修受講の呼びかけにより、多数のCSWが受講している。 ○CSWブロック別連絡協議会については、各ブロックともに定期的な運営が行われており、活発な意見交換がなされている。	○国の制度改正や社会情勢や福祉環境の変化により、CSWに求められる役割が多様になることから資質向上に向けた研修の充実が必要である。 ○CSWを含む地域福祉のコーディネーターの市町村域を超えたつながりづくり	○引き続き、CSWの資質向上を図るための研修を府社会福祉協議会とともに実施するとともに、ブロック別連絡協議会を通じ、CSW同士の連携・協力体制の一層の強化を図っていく。	地域福祉課
②生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実									
24	生活困窮者への支援	▼ 府内における生活困窮者の支援が適切かつきめ細やかに実施されるよう、市町村連絡会議や市町村訪問などを通じて、先進事例の紹介を行うなど、努力義務・任意事業の取組促進や円滑な事業実施を支援します。	○生活困窮者自立支援事業	○福祉事務所設置自治体における任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、市町村連絡会議の開催及び全43市町村訪問または府内福祉事務所設置全35自治体に対する書面による実施状況調査と、結果のフィードバックを実施した。 ○令和2年度任意事業実施自治体数 ※カッコ内は平成30年度 ・就労準備支援事業 34 (31) ・一時生活支援事業 35 (35) ・家計改善支援事業 25 (15) ・子どもの学習・生活支援事業 29 (29) ○生活困窮者等に対して行う就労支援に関する業務を効率的かつ効果的に行うため、広域就労支援事業を大阪府を含む11自治体により委託実施した。	継続	○府内の福祉事務所設置自治体に対する事業の取組促進、広域支援を進めたが、任意事業の全自治体実施までには至っていない。	○任意事業の取組を含め、府内の福祉事務所設置自治体に対する事業の取組促進、広域支援を今後継続して実施する必要がある。	○引き続き、府内の福祉事務所設置自治体に対する事業の取組促進、広域支援を進める。 ○令和3年度任意事業実施自治体数（予定） ・就労準備支援事業 35 ・一時生活支援事業 35 ・家計改善支援事業 30 ・子どもの学習・生活支援事業 29	地域福祉課
24		▼ 大阪府が実施主体となる府内郡部における生活困窮者自立支援事業については、各町村と連携を図り、各事業の取組を充実させていきます。	○生活困窮者自立支援事業【再掲】	○大阪府が実施主体となる郡部（島本町を除く9町村域）において、必須事業に加え、全ての任意事業と被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援事業を一体的に委託実施した。	継続	○府内郡部における事業を引き続き実施した。	○引き続き、府内郡部における事業を実施するとともに、各町村と連携を図り、各事業の取組を充実させていく。	○引き続き、府内郡部における事業を実施するとともに、各町村と連携を図り、各事業の取組を充実させていく。	地域福祉課
24		▼ 相談支援員等の相談援助技術の向上等を目的に、支援現場の声や課題を反映した相談支援員等従事者研修を開催します。	○生活困窮者自立支援事業【再掲】	○現場の声、課題を反映した府従事者研修を実施するため、研究企画PT会議を開催し、研修内容の充実を図った。研修企画PT会議の意見を踏まえて従事者研修を開催し、相談支援員等のスキル向上を図った。	継続	○府内自治体の相談支援員等のスキル向上に努めた。	○引き続き、府内自治体の相談支援員等のスキル向上に努めていく。	○研修企画PT会議を開催し、現場の声、課題を反映した従事者研修を開催する。	地域福祉課
24	生活困窮者への支援	▼ 自立相談支援事業については、地域社会からの孤立などにより支援につながっていない生活困窮者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、CSW、地域包括支援センター（※）や隣保館（※）など既存の相談事業などと密接に連携し、相談機能のネットワーク化を促進します。	○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】	○市町村地域福祉課長会議において、生活困窮者自立支援方策の取組状況を報告するとともに、連携の必要性等について、市町村へ働きかけを行った。	継続	○情報共有を図り、連携事例を増やしていく働きかけを行った。	○引き続き、情報共有を図り、連携の必要性について市町村へ働きかけを行う必要がある。	○連携事例の収集を通じて、好事例の数を増やし、市町村など関係機関へ情報提供を行っていく。	地域福祉課
			○生活困窮者自立支援事業【再掲】	○市町村連絡会議において、他機関、他制度との連携及びネットワークづくりの好事例を紹介するとともに、全43市町村訪問または府内福祉事務所設置全35自治体に対する実施状況調査により他機関、他制度との連携等について把握し、その実施結果のフィードバックを行った。	継続	○市町村連絡会議等を通じて、相談機能とのネットワーク化を促進した。	○引き続き、相談機能とのネットワーク化を促進する必要がある。	○市町村個別訪問により、関係機関との連携の好事例を示すなど、相談機能のネットワークづくりを促進する。	地域福祉課

第4期大阪府地域福祉支援計画〈関係事業一覧〉【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
24	子どもの貧困対策	▼子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されないよう、貧困連鎖を防止することが重要です。そのため、庁内の関係部署や市町村、関係機関と連携して学習支援事業やSSWの充実、保護者の就労支援などの施策を進めます。	○新子育て支援交付金	○平成27年度に創設した新子育て支援交付金の優先配分枠事業に子どもの貧困対策関係として2事業を位置づけ、本事業の活用により、市町村が取り組む子どもの貧困対策を推進。 ・学習支援事業 実施市町村 8市町（R1） 9市町（R2） ・居場所づくり事業 実施市町村 16市町（R1） 15市町（R2）	継続	○本交付金の活用により、市町村における学習支援や居場所づくりの取組が進められている。貧困の連鎖を防止するため学習環境や居場所の整備は重要であり、引き続き推進していく必要がある。 ○ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図るため生活習慣の習得支援や学習支援は重要であり、引き続き推進していく必要がある。	○放課後の学習支援や、食事の提供を含む子どもの居場所づくり等の活用において、府内市町村に事業実施を進める。 ○ひとり親家庭の子どもに対する生活習慣の習得支援や学習支援等の活用において、府内市町村に事業実施を進める。	○新子育て支援交付金において子どもの貧困対策事業を実施する市町村を増やすとともに、「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」において、市町村における地域の実情に応じた子どもの貧困対策の取組を推進する。 ○ひとり親家庭等生活上事業の子どもへの生活・学習支援事業を実施する市町村を増やす。	子育て支援課
			○ひとり親家庭等生活上事業（子どもの生活・学習支援事業）	○ひとり親家庭等生活上事業の子どもへの生活・学習支援事業において、ひとり親家庭の子どもに対する生活習慣の習得支援や学習支援等を実施。 ・実施市町村 4市（R1） ・実施市町村 5市（R2）	継続	○令和元年度から令和2年度にかけ、子どもの学習・生活支援事業を実施する自治体数に変化はなかった。	○引き続き、子どもの学習・生活支援事業の取組み促進や円滑な事業実施を支援する必要がある。	○市町村個別訪問により、子どもの学習・生活支援事業未実施の自治体に対し、実施を促していく。	地域福祉課
24	就労支援など	▼生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭の親、がん・難病患者などの就労支援については、生活困窮者自立支援事業等（福祉部門）と、各市町村の地域就労支援センター（※）、ハローワーク及びOSAKAしごとフィールド（※）等（労働部門）が連携し、就職及び職場定着の支援に取り組みます。	○「OSAKAしごとフィールド」運営事業	○新型コロナウイルス感染症によりセミナー等の中止やOSAKAしごとフィールドの閉館を余儀なくされたが、オンラインでのセミナーや電話・WEBカウンセリング等、コロナ禍における新たな支援手法を積極的に取り入れながら、求職者支援を実施した。	継続	○就職支援の取組を通じて、多くの求職者を安定就業に結び付けることができた。	○コロナ禍において実施した新たな支援手法も活用し、引き続き就職支援に取り組んでいく必要がある。	○オンラインでのセミナーやマッチングイベント等の支援メニューの充実を図りながら、引き続き取組を続けていく。	就業促進課
			○生活困窮者自立支援事業【再掲】	○府内福祉事務所設置自治体に対し、就労支援、就労準備支援事業の取組み促進や円滑な事業実施を支援するため、市町村連絡会議を通じて本事業の先進事例の紹介等を行った。 ○生活困窮者等に対して行う就労支援に関する業務を効率的かつ効果的に行うため、広域就労支援事業を大阪府を含む11自治体で委託実施した。 ○令和2年度は、府内34自治体において、就労準備支援事業を実施した（平成30年度は31自治体が実施）。 ○令和2年度末時点において、246事業所を就労訓練事業所として認定（平成30年度末においては235事業所）	継続	○令和2年度に就労準備支援事業を実施する自治体が34自治体となり1自治体増となった。 ○認定就労訓練事業所は一定数確保できているが、大阪府（政令市・中核市を除く）における利用件数が令和2年度は54件（令和元年度は51件）となった。利用は徐々に進んできているが、更なる利用促進を図る必要がある。	○就労準備支援事業を実施する自治体は令和3年度中に福祉事務所設置全35自治体となる見込みであるが、円滑な事業実施を今後も支援していく必要がある。 ○認定就労訓練事業所は一定数確保できているが、今後は自治体と事業所の連携を更に深め、利用促進を図る必要がある。	○就労準備支援事業の円滑な実施に向け、市町村連絡会議等において先進事例を紹介するなど、実施自治体における支援内容の充実を図る。 ○認定就労訓練事業所の研修会や連絡会等に参加し、更なる利用促進を働き掛ける。	地域福祉課
			○がん診療拠点病院に設置された、がん相談支援センター相談員向け研修会 ○大阪労働局（職業安定課）と連携したがん患者の就職支援事業 ○大阪産業保健総合支援センターと連携したがん患者の治療と仕事の両立支援事業 ○がん診療連携協議会、NPO法人等の関係機関と連携した企業及び府民向けの啓発セミナー等	一部、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった研修等があるものの、新型コロナウイルス感染症対策として実施形態を対面からウェブ配信に変更しつつ、概ね計画通りに取り組むことができている。	継続	○関係機関と連携した相談支援事業を実施することで、がん患者の就労への課題に対応することができた。 また、研修会ではその時の現場ニーズに合わせた内容を取り上げ、がん拠点病院の相談員のスキルアップにつなげることができた。 今後も、がん患者の就労に関する専門的な対応や、多様化する現場ニーズに対応する相談員のバックアップを行っていくため、引き続き事業を継続して実施する。	○相談員がより様々な相談に対応するため、引き続きスキルアップを図る必要がある。また、がん患者や家族、企業に対する普及啓発を継続する必要がある。	○がん相談支援センター相談員を対象とした研修会を実施し、相談員のスキルアップを図る。 ○がん患者や家族、企業への啓発を図る。	健康づくり課
			母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業（～R2.6/14まで） ○母子・父子福祉センター管理運営事業（R2.6/15～）	○ひとり親家庭の親等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスや、養育費の相談等の生活支援サービスを提供した。 ・相談者数 令和元年度：252人 令和2年度：285人	継続	○ひとり親家庭の雇用の確保を図るため総合的な支援体制整備が必要であり、引き続き安定した就労につながる支援が求められる。	○求職者が希望する就職情報の提供や、就業につながりやすい講習会となるよう適宜内容の改善に取り組み、安定した就労につなげていく	○センターの周知に努めるとともに、ハローワーク等との連携をさらに強化し、ひとり親家庭の親等の雇用の確保を図っていく。	子育て支援課
○難病相談支援センター事業	大阪労働局難病患者就職サポーターと連携し、就労相談事業、就労問題学習会（講義型勉強会）を毎年実施した。	継続	○専門家による学習会を実施することで難病患者の就労へのきかけづくりに寄与した。 ○就職サポーターと連携した相談を実施するなど細やかな支援を実施できた。	○難病相談支援センターでの就労支援についての認知度は現状では高いとはいえない、更なる啓発が必要。	○難病患者の多様化する支援ニーズに対応するため、引き続き、大阪労働局との密な連携のもと取組み及び就労支援の啓発を強化する。	地域保健課			
24	就労支援など	▼『行政の福祉化（※）』をより一層推進し、政策評価調達の充実・強化や障がい者の雇用・就労による企業の農業分野等新分野への参入促進をはじめ、職域のさらなる開拓などの取組を通じて、就職困難者の雇用・就労機会を創出し、自立支援を進めます。	○行政の福祉化	○障がい者をはじめとした就職困難者の雇用・就労支援をオール大阪で推進するため、行政の福祉化の理念と取組みをハートフル条例に加え、条例に基づいた障がい者等の職場環境整備等支援組織の認定と、その活用として公契約の評価項目に盛り込んだ。	継続	○支援組織（障がい者分野及び生活困窮者分野）の活用を公契約の評価項目に盛り込み、就職困難者の職場定着支援を進めることができた。	○引き続き、総合評価一般競争入札等、公契約等を活用した雇用・就労支援の強化を図る。	福祉総務課	
			○ハートフル企業農の参入促進事業（工賃向上計画支援事業 ※国事業名） ※R3年度以降の事業名称は「農業人材等参入定着サポート事業費」	○ハートフルアグリを一層促進するため、農家等と地域の福祉事業所のマッチングを行い、農家等が試行的に障がい者の農作業体験を受け入れることで、農家等が障がい者の農業の担い手としての可能性を検証する機会と障がい者自身が農業への適性を把握する機会を創出するとともに、農作業体験を受け入れた農家等と福祉事業所の請負契約の締結を支援した。 ○ハートフルアグリさらなる拡大と発展を図るため、マルシェ等のイベントを開催し、ハートフルアグリ普及・啓発を行った。	継続	○令和元年度はマッチング成立が10件、うち4件について作業請負契約が成立、令和2年度はマッチング成立が4件、うち2件について作業請負契約が成立し、障がい者の新たな就労の機会を創出することができた。	○ハートフルアグリ府民認知度17.3%であり、さらなる普及・啓発が必要。	○契約成立農家による経営改善効果の発信等を通じて、受け入れ農家の掘り起こしを行い、福祉施設とのマッチングを促進する。 ○民間企業と連携したマルシェの開催等により、ハートフルアグリさらなる普及・啓発を図る。	農政室推進課

第4期大阪府地域福祉支援計画〈関係事業一覧〉【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
24	様々な課題などの対応	▼ ひきこもりについては、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、様々なノウハウを有する民間支援団体や関係機関と市町村とのネットワークの構築や機能強化に向けた支援を行います。	○ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業 ○子ども・若者支援地域協議会 ○子ども・若者民間支援団体連絡会議 ○子ども・若者育成支援に関する市町村と民間支援団体意見交換会 ○青少年スキルアップサポートモデル事業	○市町村の支援従事者に対する研修や、支援のノウハウを有する民間支援団体と市町村の連携を深めるための意見交換会等に取り組むとともに、内閣府の「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を活用しながら、市町村の実情に応じた支援ネットワークの構築や強化に向けた取組みをバックアップした。	継続	○ひきこもり等困難を抱える青少年に対する支援については、市町村と民間支援団体を対象とした合同会議等を開催し、市町村等による先進的な事例の紹介や青少年への切れ目のない支援についての意見交換を実施することで、市町村における青少年の社会参加・社会的自立に向けた支援の仕組みの整備を引き続き促進する必要があるため	○市町村における子ども・若者支援地域協議会の設置は5市から増えていない。 ○市町村子ども・若者支援地域協議会の設置は5市であるが、協議会の設置のみならず、市町村の実情に応じた支援ネットワークの構築が必要。そのため、以下の取組みを実施し、庁内関係部局との連携のもと、協議会設置済の5市と協働し、青少年の多様な課題に対応できる体制整備を促進する。 ・子ども・若者支援地域協議会 ・子ども・若者育成支援に関する市町村と民間支援団体の意見交換会 ・市町村職員のための広域連携勉強会 ・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修	青少年課	
24		▼ 自殺の対策については、課題を抱えた方を早期に見てできる地域づくりの推進や生活困窮者自立支援制度による本人に寄り添った支援、精神保健医療福祉に関する相談などの取組を総合的に進めます。	○自殺対策強化事業（相談体制の整備や普及啓発、人材養成を行うとともに、市町村や民間団体への支援等により、地域の自殺対策力の強化を図る）	若年層への相談体制の整備、自殺未遂者への支援、自死遺族への支援、また、関連機関との連携強化について重点的に取り組んだ。	継続	○新型コロナウイルス感染症拡大といった新たな要素もあり、令和2年の府の自殺者数は前年より増加している。 ○若年層の自殺者数は増加傾向にあり、また40歳未満の死因の1位が自殺であることから、若年層に対する取組みは重要であり継続して取り組む必要がある。 ○自殺未遂者の再企図率が高いことから、未遂者相談支援に対する取組みは重要であり継続して取り組む必要がある。 ○自殺は、様々な要因が背景となって、心理的に追い込まれた末の死であることから、引き続き関連機関との連携強化に取り組む必要がある。	○若年層、自殺未遂者、自死遺族への支援と関連機関の連携強化。 ○令和2年に自殺者数が増加した要因（新型コロナウイルス感染症拡大による影響など）を分析するとともに、若年層及び自殺未遂者への支援などの取組みの継続、関係機関との連携強化により、細やかな支援体制を整備することに努める。	地域保健課	
25	様々な課題などの対応	▼ 依存症については、こころの健康総合センターや保健所、依存症専門相談電話などの相談支援体制の充実や、専門医療機関の選定など医療体制の確保を進めるとともに、医療、行政、民間機関、自助グループ等による連携体制を推進し、地域におけるネットワークの充実を図ります。	○こころの健康総合センター・保健所での依存症相談の実施 ○依存症相談対応力強化事業（おおさか依存症土日ホットライン） ○専門医療機関の選定 ○依存症関連機関連携会議の開催 ○依存症地域支援ネットワーク強化事業	○平日はこころの健康総合センター・保健所で依存症相談を実施（こころの健康総合センターではR2年5月から第2・第4土曜日に依存症専門相談も実施） ○「おおさか依存症土日ホットライン」の実施 ○依存症専門治療機関（政令市も含め）14ヶ所 ○依存症関連機関連携会議の開催 ○府の保健所及びこころの健康総合センターにおいて、依存症への理解と支援方法を学ぶ研修や事例検討会を実施	継続	○依存症の本人及び家族への相談支援の充実、依存症治療を行う医療機関の拡充、医療機関や依存症自助団体等のネットワークによる公民連携の強化を図った。 ○依存症の疑いのある人の推計数と、相談者や受診者数に差があるため、依存症の正しい知識の普及啓発が課題である。	○依存症の本人及び家族への相談支援の充実、依存症治療を行う医療機関の拡充、医療機関や依存症自助団体等のネットワークによる公民連携の強化を図った。 ○依存症の疑いのある人の推計数と、相談者や受診者数に差があるため、依存症の正しい知識の普及啓発が課題である。	○引き続き、「普及啓発の強化」「相談支援体制の強化」「治療体制の強化」「切れ目のない回復支援体制の強化」を4本柱とし、総合的な依存症対策に取組む。	地域保健課
25		▼ また、人権に係る問題や犯罪被害、女性・男性が直面する課題などについて、大阪府及び市町村が密接に連携し、相談支援などを行うことで、その課題解決に取り組めます。	○「人権相談・啓発等事業」（大阪府人権相談窓口） ※人権に関わる課題を有する府民からの相談に対して、課題解決に役立つ各種施策等の情報提供や事案に応じた適切な相談窓口等への紹介等を行う。	委託により、専門の相談員による「大阪府人権相談窓口」を開設し、府民からの人権に関する相談に適切な対応を行った。	継続	今後も引き続き府民からの人権に関する相談を受け付ける相談窓口は必要だと考えるため。	相談窓口の役割分担を一層明確にし、効率的な事業実施を図る。 （評価及び課題） ○市町村の人権相談窓口の補完的役割を果たすとともに、専門的な対応や支援を行い、府内の相談機能の充実を図った。 （今後の方向性） ○引き続き、「大阪府人権相談窓口」を適正に運営する。	人権擁護課	
25	様々な課題などの対応	▼ また、人権に係る問題や犯罪被害、女性・男性が直面する課題などについて、大阪府及び市町村が密接に連携し、相談支援などを行うことで、その課題解決に取り組めます。	○障がい者差別解消総合推進事業等 ※相談、紛争の防止・解決の体制整備として、広域支援相談員を配置し、市町村の相談機関における相談事案の解決を支援するとともに、相談機関では解決が困難な広域的・専門的な相談事案等に対応する。また、大阪府障がい者差別解消協議会を設置し、障がい者差別解消の推進に関する事項を審議する。また、差別解消に向けた啓発活動として、府民及び事業者に対する障がい	○広域支援相談員による相談対応を行うと共に、市町村に対して情報交換会やワーキング等を実施した。 ○大阪府障がい者差別解消条例の施行から3年が経過した令和元年度に解消協において大阪府障がい者差別解消条例の実施状況を検討すると共に、府内事業所、事業者団体、障がい者団体を対象にアンケート調査を行った結果も参考に、提言が取りまとめられた。この提言を踏まえ、令和2年度に事業者による合理的配慮の提供の義務化を主な内容とする条例の改正を実施した。またこの条例改正に伴いガイドラインの改訂も実施した。 ○広域支援相談員が受け付けた相談事例について、助言検証実施型の合議体を開催するとともに（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催せず）、令和2年度にはあっせんの申立てがあったことから、あっせん実施型の合議体を開催した。 ○障がいや障がい者の理解を深めると共に法や条例の内容を周知・啓発するための教材や啓発物を作成し、事業者団体、障がい者団体、市町村等に配布した。	継続	○大阪府障がい者差別解消条例に基づき、相談、紛争の防止・解決の体制整備及び普及・啓発活動に取り組み、差別解消を推進している。新型コロナウイルス感染症の影響で、実施できなかったものもあったため、オンラインの活用等方法の工夫が必要である。 ○改正障害者差別解消法が令和3年6月に公布され、公布から3年以内に施行されることが定められている。施行に当たっては基本方針の中に相談体制や事例共有のあり方についての記載が充実される予定であることから、その内容への対応が必要となってくる。	○条例で義務化された、事業者による合理的配慮の提供が適切に行われるよう、特に事業者を対象にした研修や啓発に取り組む。 また、引き続き、大阪府障がい者差別解消協議会の有するネットワーク等を活用しながら、障がい者の差別解消に取り組んでいく。 ○国における基本方針の改定に向けた動きを注視していく。	障がい福祉企画課	
25	様々な課題などの対応		○犯罪被害者等支援事業 被害者支援に取り組む民間団体への支援や被害者等の協力による啓発事業を実施する等、犯罪被害者等が安心して暮らせるよう支援すること及び犯罪被害者等を支える社会づくりを柱とし、犯罪被害者等施策を総合的に推進する。	○令和元年10月から「被害者支援調整会議」を毎月開催し、関係機関が一体となった総合的な支援を実施。また、経済的負担の軽減を図るため、無料法律相談を実施した。 ○府営住宅への一時入居支援や民間賃貸住宅の仲介制度により犯罪被害者等の日常生活への復帰支援を行うとともに、民間支援団体への補助、被害当事者団体の活動支援、学校等における啓発活動を実施した。	継続	引き続き、犯罪被害者等施策の総合的な推進が必要。 ○犯罪被害者等を支える社会づくりの気運醸成。	○市町村等関係機関のいずれを起点にしても必要な支援が受けられるワンストップ支援体制の強化。 ○府民理解の増進のための啓発活動の実施。	○「被害者支援調整会議」の円滑な運営を推進するため、実践型研修等を活用し市町村との連携を強化。 ○府民理解の増進のための啓発活動の実施。	治安対策課
			○「男女共同参画推進のための相談事業」 ※女性相談	○女性が直面している様々な課題について、女性相談員による電話相談、面接相談、サポートグループ、女性弁護士による法律相談の実施等を通じて、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行った。	継続	○女性相談員による各種相談事業を実施することで、必要な援助と解決のためのサポートを行うことができた。また、市町村ブロック会議や市町村相談員を対象に研修を行うなど、市町村と連携して課題解決に取り組んだ。男女共同参画の視点を備えた相談員の人材育成・確保が課題。	○女性相談員による各種相談事業を実施することで、必要な援助と解決のためのサポートを行うことができた。また、市町村ブロック会議や市町村相談員を対象に研修を行うなど、市町村と連携して課題解決に取り組んだ。男女共同参画の視点を備えた相談員の人材育成・確保が課題。	○コロナ禍において課題を抱える女性に対する相談体制の充実を図るため、令和3年度から女性のためのSNS相談窓口を開設している。 ○引き続き、女性のための相談事業を実施する。	男女参画・府民協働課
			○「男女共同参画推進のための相談事業」 ※男性のための電話相談	○男性が直面している様々な課題について、男性相談員による電話相談を実施した。	継続	○男性相談員による相談事業を実施することで、必要な援助と解決のためのサポートを行うことができた。男女共同参画の視点を備えた相談員の人材育成・確保が課題。	○引き続き、男性のための相談事業を実施する。	男女参画・府民協働課	

第4期大阪府地域福祉支援計画＜関係事業一覧＞【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
③災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実									
26	避難行動支援体制の充実	▼ 市町村における避難行動要支援者名簿の活用や更新、個別避難計画の策定などの取組が促進するよう、必要に応じて研修会の実施や情報提供等のサポートを行います。	○避難行動要支援者の避難行動支援に関する市町村の取組支援	○個別避難計画作成を担当する市町村職員の資質向上及び避難支援等実施者の人材育成を図ることができた。	継続	○同計画の作成については、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務とされとともに、国が定めた指針により、優先度が高いと市町村が判断した者については、同法改正後、概ね5年程度で同計画の作成に取組むことが求められている。 ○このため、本府として市町村の同計画作成が促進されるよう、引き続き必要な支援を実施することが必要である。	○個別避難計画の作成促進。	○特に災害リスクが高いエリアに居住される住民について、概ね5年以内で個別避難計画を作成することを目標として、以下(1)～(3)の取組みを実施する。 (1)市町村の支援体制推進を図るため、避難行動要支援者にかかる実務研修を実施する。 (2)避難行動要支援者を支援する人材の育成を行う。 (3)市町村に対して、府内市町村の先行事例や全国の先進的な事例の共有及び助言等のサポートを行っていく。	防災企画課 福祉総務課
26	避難行動支援体制の充実	▼ その他、平常時における民生委員・児童委員、各コーディネーター及び地域住民等をはじめとする各主体による「見守り・発見・つなぐ」等の取組や避難訓練を通じて、災害発生時に避難行動要支援者の円滑な安否確認や避難などができよう、市町村における地域の協力体制づくりを支援します。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】 ※市町村は、本交付金を活用してCSW配置促進等に取り組む	○交付金を活用し、地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取組等を行うCSWの配置を支援し、「見守り・発見・つなぐのネットワーク」の強化を図った。また、高齢者等の安否確認や孤立死に係る対応のほか地域住民と行政等が連携して要支援者の見守り・支援体制の構築等を行う市町村を支援した。 ○第4期大阪府地域福祉支援計画の策定にあわせ、R元年度に地域福祉推進モデル事業を実施した。モデル事業で収集した取組内容について、R2年度の市町村地域福祉担当課長会議で事例紹介を行った。	継続	○CSWの配置を支援し、「見守り・発見・つなぐのネットワーク」の強化を図った。また、高齢者等の安否確認や孤立死に係る対応のほか地域住民と行政等が連携して要支援者の見守り・支援体制の構築等を行う市町村を支援した。 ○地域福祉推進モデル事業の実施により市町村において地域におけるセーフティネットの構築が進められているが、大阪府北部地震などで発災時の安否確認等に課題があることがわかった。	○民生委員・児童委員、CSW等と地域住民の協力体制づくり ○発災時の安否確認等	○引き続き、交付金を通じて市町村におけるセーフティネットの構築を支援するとともに、市町村ヒアリングや会議等を通じて、先進事例や最新情報の提供を行っていく。 ○府危機管理室と連携し、個別計画の策定等を予定している自治体の取組状況等を把握し、先駆的な取組などをとりまとめ、府内市町村へ情報共有していく。	地域福祉課
26	災害派遣福祉チームの設置	▼ 国のガイドラインに基づいて施設団体や職能団体から構成される「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を運営し、災害時における福祉専門職等による支援体制（災害派遣福祉チームDWAT）の構築を進めます。	○大阪府災害福祉広域支援ネットワークの設置	○災害福祉支援ネットワーク構成団体等と連携のうえ、令和2年3月26日に大阪DWATを発足させた。また、チーム員への研修等を実施し、災害時における福祉支援体制の充実・強化を図った。	継続	○引き続き、大規模災害に備えて福祉支援体制の充実・強化が必要。	○最低30名（派遣期間1か月程度：連続5日間・5名×6チーム）に満たない圏域が1圏域あり（泉州22）。 ○DWATチーム員の平常時の地域レベルでの活動	○養成研修の募集時に1圏域の施設等から申込みがあるよう、協定締結団体等に働きかけを行っていく。 ○府内市町村と意見交換等を図りながら、地域での訓練等への参加を図る。	地域福祉課
26	社会福祉施設における災害対策	▼ 社会福祉施設の耐震化や津波被害を想定した災害対策マニュアルの作成と避難訓練の実施や災害時の施設間応援協定の締結等の促進を働きかけます。	○社会福祉施設等における災害への備えに関する情報の周知	○集団指導や府社会福祉協議会施設部会等の機会を捉えた社会福祉施設等における災害への備えや国補助制度、ガイドライン等の周知・活用や、BCP策定セミナーの実施など、社会福祉施設の耐震化・防災力の向上の取組みを支援した。	継続	○社会福祉施設等への啓発や働きかけについて予定どおり対応できた。	○社会福祉施設等への啓発や働きかけについて予定どおり対応できている。	○BCP策定等を含め、社会福祉施設等における災害への備えが進むよう引き続き周知啓発及び働きかけを実施していく。	福祉総務課
(2) 地域における権利擁護の推進									
①虐待やDV防止に向けた地域における取組の推進									
30	地域における理解促進等	▼ 地域住民等や民生委員・児童委員などを対象に、虐待やDVへの理解促進や相談窓口等の周知を徹底するとともに、普及啓発等を行うことにより、地域における虐待やDVの防止及び早期発見機能の強化を図ります。	○高齢者虐待については、市町村が対応主体となっているため、ホームページで相談窓口等の周知を実施	○ホームページで高齢者虐待の相談窓口等を周知した。また、高齢者虐待の予防及び早期発見・早期対応の強化を図るため、研修等の場を活用し、高齢者虐待防止についての啓発を行った。	継続	○高齢者虐待は、「虐待の複雑化」や「支援の多様化・長期化」が課題となっており、地域での理解や認識をより深めていく必要がある。	○高齢者虐待は、「虐待の複雑化」や「支援の多様化・長期化」が課題となっており、地域での理解や認識をより深めていく必要がある。	○研修や会議等で、高齢者虐待の予防や早期発見の啓発を行うとともに、高齢者虐待の市町村の窓口等についても周知していく。	介護支援課
			○障がい者虐待については、市町村が対応主体となっているため、ホームページで相談窓口等の周知を実施	○早期発見・早期対応につなぐため、ホームページで各市町村の相談窓口等を掲載するとともに、研修等の機会を活用し関係機関にリーフレットを配布。	継続	○随時適切な周知を行っている。	○随時適切な周知を行うとともに、虐待防止法の理解に関する普及啓発については、その理解が必要な対象者に、地域においてどのような方法で周知するかが課題。	○今後とも、府民に対し周知を行っていく。	障がい福祉企画課
			○民間団体と連携し、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の周知、児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボンキャンペーンの実施、「女性に対する暴力をなくす」キャンペーンの実施	虐待に気づいたら、ためらわずに通告していただくとともに、周囲の子どもたちに関心を持ち、子育て世帯を見守り応援する機運が醸成されるよう、市町村や関係・協力団体と連携しながら、集中的な広報啓発活動に取組んだ。	継続	○児童虐待防止に向け、積極的な広報啓発活動を実施できた。	○児童虐待防止に向け、積極的な広報啓発活動を実施できた。	○ひとりでも多くの府民の方に、児童虐待防止のために何ができるのかを考え、行動する機運を高めていただくために、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、「児童虐待防止・オレンジリボンキャンペーン」を実施していく。	家庭支援課
			○「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるキャンペーン等の啓発活動の実施 ○ホームページで相談窓口等の周知を実施	○女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発事業を実施した。 ・パープルリボンキャンペーン、パープルライトアップ等の実施 ・ホームページで相談窓口の周知を実施 ・リーフレットの配付などで相談窓口等を周知	継続	○女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発事業を実施することにより、広く府民に機運の醸成と相談窓口の周知を図ることができた。	○女性に対する暴力を許さない社会の形成に向けた啓発事業を実施することにより、広く府民に機運の醸成と相談窓口の周知を図ることができた。	○引き続き、啓発事業の実施や、相談窓口の周知を図る。	男女参画・府民協働課
			○民生委員・児童委員研修【再掲】 ※本予算を活用して実施	○民生委員・児童委員に対して、児童虐待の現状や課題、並びに虐待等に対するアプローチ、対応方法等について研修を実施した。	継続	○研修の実施により、虐待やDVへの理解促進並びに民生委員・児童委員としての関わり方、援助方法について周知、啓発ができた。	○民生委員・児童委員の対応力向上のため、虐待やDVへの理解促進並びに民生委員・児童委員としての関わり方、援助方法等について、今後研修について周知、啓発し続ける必要がある。	○引き続き、地域における虐待やDVの防止及び早期発見機能の強化を図るための研修を行う。	地域福祉課
30	相談機能の強化と関係機関の連携	▼ 虐待やDVの防止及び早期発見を図るには、専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関の連携が進むよう、各相談機関や施設等の従事者や、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化等を図ります。	○施設従事者に対する虐待防止研修や実地指導の実施 ○高齢者虐待への対応を行う市町村や地域包括支援センターの職員に虐待対応力を向上させるための研修を実施	○市町村や地域包括支援センターの職員を対象に、基礎研修・スキルアップ研修・管理職研修を実施した。 ○養介護施設等での高齢者虐待防止の支援として養介護施設従事者等を対象とした高齢者虐待防止研修を実施した。	継続	○養介護施設従事者等による高齢者虐待において、職員の教育・知識・介護技術等に関する問題が最も多い虐待の発生要因となっており、職員の対応力向上や施設・組織内での体制整備が重要となっている。また、養護者による高齢者虐待において、相談通報件数は年々増加しており、高齢者虐待に対応する市町村職員等の対応力を向上させる必要がある。	○養介護施設従事者等による高齢者虐待において、職員の教育・知識・介護技術等に関する問題が最も多い虐待の発生要因となっており、職員の対応力向上や施設・組織内での体制整備が重要となっている。また、養護者による高齢者虐待において、相談通報件数は年々増加しており、高齢者虐待に対応する市町村職員等の対応力を向上させる必要がある。	○養介護施設従事者等の職員の対応力の向上のため、研修を実施する。また、市町村職員等の対応力の向上や高齢者虐待の未然防止を図るため、体系的に研修を実施する。	介護支援課
			○障がい者虐待防止支援事業 ・障がい福祉サービス事業所向け研修の実施 ・障がい者虐待防止担当市町村職員向け研修の実施	○障がい福祉サービス等事業所及び市町村職員に対して、虐待防止・権利擁護に関する研修を実施。コロナ禍においてはそれぞれの開催方法、プログラム及び日程等を再編し、開催した。 ○市町村職員向け研修では、令和元年度に集合形式で実施した基礎研修の内容について、令和2年度は資料提供とした。令和元年度は集合形式で実施した現任研修について、令和2年度はプログラム及び日程等を再編し、1回開催した。 ○事業所向け研修では、令和元年度に集合形式で実施した講義、演習について、令和2年度は府公式YouTubeチャンネルにて一部個人ワークを含む形式で動画を作成し配信した。	継続	○研修の対象者別に内容を精査するなど、対象者別に適切な研修を実施している。	○研修の対象者別に内容を精査し、対象者別に適切な研修を実施しているが、障がい福祉サービス等事業所向けの研修では、財政的・人的な負担により、本来の受講対象者数を制限せざるを得ず、受講対象者の増加に対応が難しい状況。加えて令和2年度から学校・保育所・医療機関・放課後児童クラブ等の関係者も受講対象者として拡大されているが、関係機関との調整や受講に際しての各事務が相当に煩雑になることが考えられ、財政的・人的な負担増への対応が課題。また、研修効果を最大化するためにも、コロナ禍における研修開催の	○今後とも、障がい福祉サービス事業所職員や市町村職員に対し研修を実施することで、障がい者虐待の対応力の向上や障がい者虐待の未然防止を図る。	障がい福祉企画課
			○市町村職員の子ども家庭センターへの受入れ研修の実施	子ども家庭センターでの受入研修を実施した。	継続	○児童虐待相談対応件数が増加し多忙を極める中、市町村の体制強化のために前年以上の市町村職員を受入れ、研修することができた。	○児童虐待相談対応件数が増加し多忙を極める中、市町村の体制強化のために前年以上の市町村職員を受入れ、研修することができた。	○これまで未実施の市町村にも働きかけながら、子ども家庭センターでの受入研修を実施していく。	家庭支援課

第4期大阪府地域福祉支援計画＜関係事業一覧＞【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
30	市町村への広域的・専門的支援	▼ 虐待やDV事案に対して適切かつ迅速に対応するため、地域住民をはじめ、警察や福祉・教育等の関係機関、専門職等の関係団体及び行政機関等との連携の強化を図るとともに、重篤なケース等への対応及び対応困難事例への助言等を行う専門性を強化し、市町村を支援します。	○施設従事者に対する虐待防止研修や実地指導の実施 ・困難事例に関し弁護士・社会福祉士の専門チーム派遣の実施 ・市町村担当者と情報共有のための連絡会を実施	○市町村への技術支援として、対応困難事例に対し府に専門相談員を配置し、相談に応じるとともに必要な場合には、弁護士・社会福祉士からなる専門チームを市町村に派遣し、スーパーバイズを行った。 ○高齢者虐待対応を行う市町村が、府内の支援状況や課題の共有を図るため、高齢者虐待対応市町村担当者連絡会の開催した。	継続	○地域によって対応や体制整備に差が出ないよう、市町村間における連携強化、またノウハウの共有を支援していく必要がある。	○地域によって対応や体制整備に差が出ないよう、市町村間における連携強化、またノウハウの共有を支援していく必要がある。	○市町村からの対応困難事例に関する相談に対して、専門相談員による相談や助言を行うとともに、必要に応じ弁護士・社会福祉士からなる専門チームの派遣を行う等、市町村における困難事例への支援を行う。また、市町村の連携強化や支援状況の共有のため、市町村の担当者連絡会を開催する。	介護支援課
			○専門性強化事業による障がい者虐待に関する対応や判断の困難な個別ケースへの助言	○市町村からの依頼に応じ、弁護士・社会福祉士の派遣を行い、対応困難な個別ケースに助言を行った。 (実績：令和元年度2回、令和2年度6回)	継続	○対応困難なケースに適切に助言を行っている。	○市町村からの依頼に応じて弁護士・社会福祉士を派遣し、重篤なケースや対応困難なケースに助言しているが、市町村が障がい者虐待に対して適切かつ迅速に対応するため、地域住民等をはじめとする関係機関等との連携強化や、市町村における虐待対応のノウハウ蓄積等、対応力向上につなげるこの他、事業の活用に関する周知が課題。	○今後とも、市町村が事業を活用できるよう周知を図り、依頼に応じ必要な助言を行っている。	障がい福祉企画課
			○市町村職員の子ども家庭センターへの受入れ研修の実施	子ども家庭センターでの受入研修を実施した。	継続	○児童虐待相談対応件数が増加し多忙を極める中、市町村の体制強化のために前年以上の市町村職員を受入れ、研修することができた。【再掲】	○児童虐待相談対応件数が増加し多忙を極める中、市町村の体制強化のために前年以上の市町村職員を受入れ、研修することができた。【再掲】	○これまで未実施の市町村にも働きかけながら、子ども家庭センターでの受入研修を実施していく。【再掲】	家庭支援課
② 成年後見制度等の利用促進									
34	地域連携ネットワークの構築・中核機関の設置	▼ 成年後見制度の取組をより進めるため、市町村の取組状況を把握し、必要に応じた助言や調整を行うとともに、専門職団体、府社協、市町村・市町村社協等との連携を図り、市町村において地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置がなされるよう支援します。	○地域権利擁護総合推進事業	○地域連携ネットワーク及び中核機関の設置を推進するため「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を開催し、担い手確保の新たなモデルとして「地域における公益的な取組」としての法人後見の実施について検討を行った。 ○市町村ブロック別意見交換会を実施し、市町村の状況を把握するとともに、市町村広域設置に向けた合同意見交換会を実施した。 ○専門的な支援、助言を行うため「大阪府成年後見制度利用促進専門員派遣事業」を実施した。	継続	○市町村の実状により、地域連携ネットワークの構築等が進まない。	○市町村の実状により、地域連携ネットワークの構築等が進まない。	○「地域における公益的な取組」としての法人後見の受任に向け、専門職団体、府社協、市町村中核機関等と連携を図り、円滑に実施する。 ○市町村ブロック別意見交換会を開催し、中核機関の具体的な機能等についてイメージを整理し、広域設置等も含めた市町村における地域連携ネットワークの構築を促進する。	地域福祉課（介護支援課・障がい福祉企画課）
34	権利擁護事業の環境整備	▼ 地域の相談機関において、対応が困難なケースについては、大阪後見支援センターに設置するスーパーバイザーが相談に応じることができるよう、その環境整備に努めます。 市町村職員を対象とした市町村長申立ての実務研修や、相談対応業務に係る実践的研修を実施し、人材の資質向上につながる市町村支援を実施していきます。 また、市町村に対して、地域包括支援センター（※）や市町村社協等との連携を強化し、市町村長申立てを必要とする人の把握や、申立てに要する費用・報酬等の助成にかかる成年後見制度利用支援事業の適切な実施について、働きかけます。	○地域権利擁護総合推進事業（旧 地域福祉スーパーバイズ事業）【再掲】	○電話相談、専門相談により地域の相談機関からの困難事例に対応した。 ○市町村担当者向け研修を実施した。	継続	○地域の権利擁護機関に対し電話相談及び専門相談により適切に支援できている。	○地域の権利擁護機関に対し電話相談及び専門相談により適切に支援できている。	○利用促進を進めるにあたり、人材の資質向上や専門職支援は必要のため引き続き実施する。	地域福祉課
			○成年後見制度利用支援事業 ※市町村申立てに要する費用・報酬等の助成にかかる成年後見制度利用支援事業の適切な実施に係る市町村への助言等	○市町村職員を対象とした成年後見制度市町村長申立てに係る研修等の場において、制度の利用が必要とされる方の適切な利用に向け、利用支援事業の適切な実施を働きかけた。 ○市町村に対し、成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等に関する通知を発送した。	継続	○随時、適切な情報提供を行っている。	○随時、適切な情報提供を行っている。	○今後とも、市町村に対し情報提供を行っていく。	介護支援課
			○成年後見制度利用支援事業 ※市町村に対し、成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等に関する通知を発送	○市町村障がい福祉担当課に対し、成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等に関する通知を発送した。 ○市町村職員を対象とした市町村長申立ての実務研修や、相談対応業務に係る実践的研修の実施について、市町村障がい福祉担当課へ周知した。 ○例年市民後見人養成講座で障がい者施策に関する講義講師を担当している。	継続	○随時、適切な情報提供を行っている。	○市町村職員を対象とした市町村長申立ての実務研修や、相談対応業務に係る実践的研修の実施について、市町村障がい福祉担当課へ周知を行う他、成年後見制度に関する事業等の必要な情報提供を継続し、適切な制度活用につなげていくことが課題。	○今後とも、市町村に対し情報提供を行っていく。	障がい福祉企画課
34	成年後見制度の担い手確保	▼ これまでは、主に親族や専門職後見人が制度を担ってきました。今後は、成年後見制度の担い手の確保の観点から、幅広く地域住民の参画が可能となるよう、市町村及び市町村社協とともに、判断能力が十分でない認知症高齢者等の身上保護（※）や財産管理等の担い手である市民後見人の養成に努めます。 ▼ 府域のどの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、市町村に対して、市民後見人の養成事業への参画の促進や、市町村社協等が実施する法人後見の取組を支援する研修事業等を実施します。また、全市町村において、地域の実情を踏まえた効果的な制度の担い手の確保方策が進むよう、市町村や幅広い	○権利擁護人材育成事業（市民後見人の養成等）	○市民後見人の養成等に取り組む市町村に対し財政支援を行った。 実施市町村数：23市町（政令市含む） ○地域連携ネットワーク及び中核機関の設置を推進するため「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を開催し、担い手確保の新たなモデルとして「地域における公益的な取組」としての法人後見の実施について検討を行った。	継続	○成年後見制度の利用促進を進めるために、担い手の確保は重要であり、未実施市の市町村への働きかけを続けていく。	○市民後見人の受任促進を図るため、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行について、市社協での取り組みを検討、推進していく。 ○専門職後見人から適切な段階で市民後見人に引き継ぐ、いわゆるリレー方式の推進を行い、市民後見人の受任を促進する。 ○「地域における公益的な取組」としての法人後見の受任に向け、専門職団体、府社協、市町村中核機関等と連携を図り、円滑に実施する。	地域福祉課	
34	日常生活自立支援事業の待機者解消・成年後見制度の利用促進	▼ 日常生活自立支援事業における利用者・待機者の増加に対応するため、大阪後見支援センターや市町村、市町村社協等と連携を図り、待機者を解消した市町村等の好事例の研究・普及促進と併せ、成年後見制度への移行など、利用者の状態に適した制度利用の促進を図ります。	○地域権利擁護総合推進事業（旧 大阪後見支援センター運営事業費補助金）【再掲】 ※成年後見制度・市町村長申立研修 ○日常生活自立支援事業費補助金	○市町村社協職員向けの研修を実施し、権利擁護にかかる制度理解を深めた。また、担当者間の連携を図るため担当者会議を実施。	継続	○利用者は増加傾向にあり、待機者の解消も至っていない。今後も、待機者解消に向けた取り組みが必要。	○利用者は増加傾向にあり、待機者の解消も至っていない。今後も、待機者解消に向けた取り組みが必要。	○利用者や待機者の増加に対応できるよう、好事例等の情報提供を行うとともに、成年後見制度への円滑な利用促進を図る。	地域福祉課
34	日常生活自立支援事業に係る国への働きかけ	▼ 日常生活自立支援事業の持続的かつ円滑な運営が可能となるよう、安定的な財源確保や大阪府と市町村の役割分担の明確化等の制度改革を国へ働きかけます。	○日常生活自立支援事業費補助金【再掲】	○全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会及び部単独要望等により国へ働きかけを行った。	継続	○安定的な制度運営が必要。	○安定的な制度運営が必要。	○継続して要望を行う。	地域福祉課

第4期大阪府地域福祉支援計画<関係事業一覧>【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
③消費者被害等の未然防止									
36	消費者被害等の未然防止	▼ 消費者被害等を未然に防止するため、警察や市町村、関係機関等と連携し、被害を防ぐ方法等の効果的かつ適切な情報提供を地域住民等に行うなど、啓発に努めます。	・府政だよりによる啓発	○府政だより10月号に高齢消費者の被害の未然防止、拡大防止に係る記事を掲載した。	継続	○府政だよりは紙媒体で全戸配布されるので、高齢消費者に対する注意喚起として有効なツールといえる。府内の高齢者から寄せられた相談内容や相談件数を分析してテーマを選択することにより、実態に即した注意喚起を行うことができた。	○消費者被害は多様化・複雑化しており、効果的な紙面の内容について毎年度検討していくことが必要。また、財源として活用していた国交付金の活用期限がR3年度で終了するため、R4年度以降は必要な財源の確保に努める。	○引き続き府政だよりの財源及び紙面を確保し、記事の掲載を行う。	消費生活センター
		▼ 高齢者や障がい者等に対し、家族や地域における身近な支援者、事業者等が見守り、その変化に気づき、相談機関等に適切につなぐことなどにより、被害を未然に防止することができるよう、福祉分野の関係者や関係機関、事業者等と連携を図るとともに、支援者向けの講座の開催や高齢者の見守りボランティアの養成等を実施します。また、見守りネットワークに関する情報提供等、市町村職員を対象とした研修の開催により、市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置促進に向けて支援を行い、「見守り」の強化を図ります。	○「高齢者の見守り体制の構築」 ・見守り向け講座の開催 ・高齢者の見守りボランティアの養成等 ・福祉部等と連携した見守り強化 ・市町村職員向け研修会等の開催	○府政だより10月号に掲載した記事の抜き刷り版を50,000部作製し、府内の市町村や包括連携協定企業等を通じて府民に配布を行った。 ○「見守り向けハンドブック」を12,000部作成し、福祉部局を通じて福祉関係者等に配布を行った。また、「見守り向けハンドブック（事業者版）」を30,000部作成し、高齢者の見守りに関する事業者（スーパーやコンビニの従業員等）に配布を行った。 ○高齢者の見守りボランティア「消費のサポーター」を養成し、自治会や老人クラブの集まり等に派遣しミニ講座や消費者啓発への協力を行った。 （R1）登録者：168名 派遣：152回 （R2）登録者：155名 派遣：16回 ○市町村行政職員研修会（年3回）の第2回目において、府内市町村の先進事例の紹介や専門家によるアドバイス等を行うとともに、R2年度は、消費者行政部局と福祉関係者を対象とする地域の見守りウェブ意見交換会を開催し、市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置促進に向けた支援を実施した。		○福祉部等の関連部局や民間企業を通じて啓発資料を広く配布するとともに、地域における見守り活動について幅広い方面からの支援を行った。	○今後も、市町村に対し、地域の見守りを行う組織として有効な「消費者安全確保地域協議会」の設置を促すことが必要。	○引き続き、福祉部等の関連部局や民間企業と連携し、高齢者・障がい者へ見守りを強化していく。	消費生活センター
（3）地域福祉を担う多様な人づくり									
①地域づくりにつながる人づくり									
39	ボランティア等の参加促進	▼ 府社協や市町村社協と連携し、福祉・ボランティアに関するニーズや取組状況等のきめ細かな情報提供を行い、地域における福祉活動への参加促進や交流の機会拡大、災害時ボランティアコーディネーター研修に向けた取組を推進します。	○ボランティア関連事業に関する情報提供	○ボランティア関連情報を広く府民に情報提供するため、府各部局及び府内市町村において実施予定のボランティアに関する取組内容を集約し、男女参画・府民協働課のホームページに掲載した。	継続	○ホームページの掲載内容を精査し、より閲覧者の利便性を高めることができた。	○ホームページの掲載内容を精査し、より閲覧者の利便性を高めることができた。	○引き続きホームページにより情報提供を行うとともに、府社協等と連携し、更なる情報発信を行っていく。	男女参画・府民協働課
		○災害時ボランティアコーディネーター研修開催	○防災情報メールを、大阪府「災害時におけるボランティア」登録団体代表者を対象に発信した。 ○災害ボランティアコーディネーター研修会を府社協と連携し実施した。 ○大阪災害支援活動連携会議を設置し、日本赤十字社や社会福祉協議会等と災害時の活動に向けた連携を図った	○訓練への参加及び連携強化。		○訓練への参加及び連携強化。	○災害時の府社協・市町村との連携。 ○関係団体と連携した災害時ボランティアコーディネーター研修の実施。	災害対策課	
39	ボランティアの養成等	▼ こうしたボランティア体験や交流活動の推進、地域課題に応じた養成研修等を通じて、地域に根付いたボランティアの養成に係る取組を促進します。	○ボランティアコーディネーター設置事業	○地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動への参加促進、機関誌やHPによる広報を行う大阪府社会福祉協議会の「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援することにより、大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図った。	継続	○地域におけるボランティアコーディネーターの養成や、府民のボランティア活動に対する関心を高め、参加意欲の促進を図ることができた。	○地域における福祉課題が複雑化する中、新しい生活様式に基づくボランティア活動への参加促進が求められている。	○大阪府ボランティア・市民活動センター機能を強化し、地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動に対する関心を高めるため、引き続き、「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援していく。	地域福祉課
39	ボランティア等との福祉協働	▼ ボランティア等への周知・啓発を行うことにより、福祉協働への参加を促進するとともに、資質の向上を図るため、研修等を行うことを促進します。	○ボランティアコーディネーター設置事業【再掲】	○地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動への参加促進、機関誌やHPによる広報を行う大阪府社会福祉協議会の「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援することにより、大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図った。		継続	○地域におけるボランティアコーディネーターの養成や、府民のボランティア活動に対する関心を高め、参加意欲の促進を図ることができた。	○地域における福祉課題が複雑化する中、新しい生活様式に基づくボランティア活動への参加促進が求められている。	○大阪府ボランティア・市民活動センター機能を強化し、地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動に対する関心を高めるため、引き続き、「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援していく。
39	ボランティアの参画機会創出	▼ 支援を受けながら社会への参画をめざす人などに対しては、その状況に応じた支援を通じて、ボランティアへの参画機会の創出を促進します。	○ボランティアコーディネーター設置事業【再掲】	○参加者数を確保するために、令和2年度は、会場を府内5地区から7地区に増やしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数が減少した。 ○多文化共生等をテーマとして様々な分野の内容で実施し、参加者の評価を得られた。	継続	○府内7地区で人権教育地区別セミナーを開催することにより、参加者の人権に対する意識の向上が図られた。（アンケート結果・感想より）	○PTAやボランティアの人権意識のさらなる向上に向け、参加者数の確保が必要。	○地域活動に参加するPTAやボランティア等の自主的な取組につながるよう、より時宜を得たテーマを設定することにより参加者を増やす。 ○新たに市町村等への出前講座を実施することにより、参加しやすい環境を整え、参加者の人権に対する意識の向上を図っていく。	地域教育振興課
39	ボランティアの参画機会創出	▼ 支援を受けながら社会への参画をめざす人などに対しては、その状況に応じた支援を通じて、ボランティアへの参画機会の創出を促進します。	○ボランティアコーディネーター設置事業【再掲】	○地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動への参加促進、機関誌やHPによる広報を行う大阪府社会福祉協議会の「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援することにより、大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図った。	継続	○地域におけるボランティアコーディネーターの養成や、府民のボランティア活動に対する関心を高め、参加意欲の促進を図ることができた。	○地域における福祉課題が複雑化する中、新しい生活様式に基づくボランティア活動への参加促進が求められている。	○大阪府ボランティア・市民活動センター機能を強化し、地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動に対する関心を高めるため、引き続き、「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援していく。	地域福祉課

第4期大阪府地域福祉支援計画＜関係事業一覧＞【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半の取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
39	福祉・ボランティア教育の推進	▼ 小・中学校や高等学校において、福祉に関する学習や福祉施設への訪問による体験学習など、福祉・ボランティア教育を推進するとともに、福祉教育に携わる教員の資質向上を促進します。	○小・中学校における福祉・ボランティア活動の実施	○令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による影響が大きく、福祉施設へ訪問したり、学校行事へ招待したりした学校数が大幅に減少した。 ○当事者との直接的な関わりがしにくくなった一方で、Web会議システムを活用したオンライン交流や、手紙やビデオレターなどを作成して交流するなど、取組み内容を工夫して福祉・ボランティアにかかわる活動を実施した学校もあり、活動のバリエーションが広がったともいえる。 《教育センターにおける取組み》 ○「初任者研修」（小中学校）において「社会体験研修」を設定し、学校と地域の協働に関する内容をとり上げ、2年めに2～4半日の障がい者関連施設、高齢者関連施設、保育園等での社会体験活動を実施している。	継続	○令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設への訪問や学校への招待が難しく、実施校数が大幅に減少したものの、すべての小・中学校で、福祉・ボランティアにかかわる活動を実施できた。また、福祉・ボランティア教育のための体験活動についても、継続して取り組むことができている。ただ、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設への訪問や学校に招待することが難しく、取組みの工夫が必要。 ○令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、実施が困難であった。	○すべての小・中学校で、福祉・ボランティアにかかわる活動を実施できた。また、福祉・ボランティア教育のための体験活動についても、継続して取り組むことができている。ただ、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、施設への訪問や学校に招待することが難しく、取組みの工夫が必要。	○障がい理解教育研修会等において、引き続き福祉教育指導資料集「ぬくもり」の活用を促すことにより、福祉・ボランティア教育の充実を図る。	小中学校課
				○令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響により、実施が困難であった。この間の府内の感染状況を鑑みると、各地域によって受け入れ可能な施設にばらつきが生じることが考えられるため、安定的に実施をすることが困難である。			○体験活動という方法にこだわらず、各地域の実態に応じて福祉・ボランティア教育について、実体験を伴いながら学べる機会の設定について、各市町村教育委員会と連携を図りながら、実施方法の工夫を検討する。	高等学校課	
39	福祉・ボランティア教育の推進		○高等学校における福祉・ボランティア活動の実施	○高等学校では、総合的な探究（学習）の時間やホームルームにおいて福祉に関する学習を行った。 また、教科・科目においては、学校の実情に応じ、教科「福祉」をはじめ、学校設定教科や学校設定科目により、40以上の府立高等学校で福祉に関する科目を開講した。 ○令和2年度においては高齢者・障がい者福祉施設等での体験活動やボランティア活動について、近隣地域と連携しながら実施した。 また、一部の府立高等学校においては「学校外における学修単位認定に係る指針」に基づき、生徒のボランティア活動による単位認定も行った。	継続	○総合的な探究（学習）の時間やホームルーム、また教科・科目において福祉に関する学習は進められている。	○福祉教育の推進には、体験活動の受け入れをはじめ地域の協力が欠かせない。	○学校の教育内容を教育委員会のホームページ等を通じて公開するなど、地域における学校の信頼づくりを進めるため、学校の情報を発信することに努める。	高等学校課
39	地域づくりにつながる人材の育成	▼ 地域において、見守り・声かけ訪問活動や、高齢者などのサロン活動、ミニデイサービス活動、子育て支援活動などの地域福祉を支える、あるいはまちづくりを担う人材を育成するため、地域の子どもから高齢者まで様々な世代が一緒に学び合えるよう、取り組みます。	○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 ○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】	○市町村地域福祉担当課長会議において、包括的支援体制整備の構築や府地域福祉支援計画の説明を通じて、地域づくりにつながる人材の育成に向けて様々な世代と一緒に学び合える場の必要性等について説明した。 ※本交付金の活用により、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情や住民ニーズに沿った施策を立案、推進することを支援している。	継続	○研修や会議を通じて、市町村に対して地域づくりにつながる人材育成の重要性を説明	○地域における担い手不足・人材不足の中で、地域づくりにつながる人材の育成が求められている。	○市町村訪問や会議等を通じて、先進事例や最新情報の提供を行うとともに、本交付金による財政支援を行っていく。	地域福祉課
② 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり									
40	民生委員・児童委員の担い手確保	▼ 民生委員・児童委員がさらに活動しやすい環境づくりに向けて、市町村と連携を図りながら、その役割や活動内容の積極的なPRを行うなど、広報・啓発を進めるとともに、若い世代等、新たな担い手の確保に努めます。	○民生委員関係事業 ○民生委員協議会事務局運営	○担い手不足による欠員が常態化・長期化していることから、国基準よりも緩和した年齢要件等を採用する「大阪府民生委員・児童委員推薦要領」に基づいた推薦を行った。 ○令和2年度に大阪府福祉基金の助成金を活用して、大阪府社会福祉協議会が実施した「民生委員・児童委員の担い手確保・活動環境改善に関する調査研究」事業に参画し、調査結果及び課題を共有した。	継続	○民生委員・児童委員及び主任児童委員の年齢要件等を緩和することで、新たな担い手を確保することができた。 ○調査研究により、民生委員・児童委員が直面している悩み等を把握し、課題の整理を行うことができた。	○定年退職後も働き続ける方の増加等により、仕事と委員活動を両立できる環境の整備が必要である。 ○民生委員の高齢化が進んでおり、時代を担う委員の参加を促進するとともに、さらなる推薦要件等の見直しを検討する必要がある。 ○民生委員制度や活動内容の認知度向上とともに、新任委員のサポートや、仕事との両立ができる環境の整備等が必要である。	○市町村や関係機関と連携し、推薦要件の見直しなど、新たな担い手の確保や、活動環境の改善策を検討し、実施していく。	地域福祉課
40	民生委員・児童委員の資質向上	▼ 新たな地域生活課題への対応や災害時の要支援者への円滑な支援等を図るため、民生委員・児童委員の資質向上、役割の明確化、幅広い知識の習得等のための研修内容の充実を図ります。	○民生委員・児童委員研修【再掲】	○民生委員・児童委員に対する研修を実施し、民生委員・児童委員の資質の向上を図った。また、研修を実施（委託）する大阪府社会福祉協議会と連携を図りながら、研修内容の充実を図った。	継続	○社会情勢や福祉環境の変化に伴った研修を計画、実施し、民生委員・児童委員の資質向上を図った。	○今後も社会情勢や福祉環境の変化に伴った研修を計画、実施し、民生委員・児童委員の資質向上が必要である。	○地域の様々な福祉課題に対応できるように、民生委員・児童委員の資質の向上を図るための研修を行う。	地域福祉課
40	民生委員・児童委員と関係機関とのネットワークづくり	▼ 民生委員・児童委員が、身近な支援者として地域生活課題の発見と、相談・見守り・援助を、一層、的確に行うことができるよう、市町村とともに、CSWや地域包括支援センター（※）等の関係機関とのネットワークづくりを促進します。	○民生委員・児童委員研修【再掲】	○民生委員・児童委員を対象に、CSWや地域包括支援センター等との連携について、研修を実施するなど、関係機関等との連携強化について推進した。	継続	○研修や活動事例を報告することで、民生委員・児童委員にCSWや地域包括支援センターの活動への理解が深まった。	○今後も研修等を通じて、民生委員・児童委員にCSWや地域包括支援センターの活動への理解を深めることが必要である。	○引き続き民生委員・児童委員研修等において、CSWや地域包括支援センター、行政、関係機関等との連携により課題解決に至った実践・事例の報告を実施するなど、関係機関との連携を深めていく。	地域福祉課

第4期大阪府地域福祉支援計画〈関係事業一覧〉【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
③介護・福祉人材の確保									
41	介護・福祉人材の確保・定着に向けた取組	<p>▼ 平成29年11月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づき、既存施策の点検・見直しを進めるとともに、必要な新規施策を推進します。また、本計画を通じて戦略の進捗状況を点検していきます。</p> <p>▼ あわせて、2025年及び第7期介護保険事業計画期間における介護人材の推計に基づく取組について、定期的な進捗状況の点検を実施します。</p>	<p>○今後不足が見込まれる介護・福祉人材の「量」と「質」の両輪の確保をめざし、対策を着実に実施</p>	<p>○「大阪府高齢者計画2018（大阪府高齢者福祉計画および介護保険事業支援計画）」において、下記のとおり推計を行い、平成30年度より厚生労働省から情報提供される、「都道府県別介護職員数」等により介護職員（確定値）を把握し、必要な施策を講じた。</p> <p style="text-align: center;">需要 供給 需給ギャップ</p> <p>2020年度 179,031人 167,902人 △11,129人</p> <p>2025年度 208,042人 173,547人 △34,495人</p>	継続	<p>○平成29年11月に策定した「大阪府介護・福祉人材確保戦略」を踏まえ、3つのアプローチ（①参入促進、②労働環境・処遇の改善、③質の向上）の具体的な内容を各事業に組み入れているところ。</p> <p>特に、参入促進の具体的な取組である、①マッチング力の向上（福祉人材センターの機能強化等）、②若者等の新規参入促進策（採用活動の強化、介護・福祉の魅力発信、介護・福祉に触れる機会の提供等）、③離職した人材の呼び戻し策（再就職準備金貸付制度等）、④高齢者、障がい者等の新規参入促進策（高齢者等への介護入門研修、ひとり親家庭の親と介護現場のマッチング策の検討等）、⑤外国人介護人材の受入れ（在留資格「介護」の創設対応策の検討等）については、予算措置人員よりも実績が少ない事業もあり、見直し等の検討が必要。</p>	<p>○R1～R2の取組みでは、当初の予定よりも実績が少ない事業もあったため、事業の効果的な周知方法や事業の見直し等の検討が必要。</p>	<p>○地域医療介護総合確保基金を活用し、介護従事者の確保及び資質の向上を図ることを目的として事業を展開する。各事業の効果的な周知方法として、令和3年度から府を事務局とした「大阪府地域介護人材確保連絡会議」や、令和3年度から実施の「大阪府・政令市介護人材確保連絡会議」を通じた府民への広報の強化を図る。また、大阪労働局を通じて府内ハローワークにも事業周知依頼を行う。</p>	福祉人材・法人指導課
41	参入促進等	<p>▼ 参入促進については、特に若者に対する介護職のイメージアップを図るとともに、福祉人材支援センターの機能強化などのマッチング力の向上、高齢者・障がい者・女性等の新規参入のための地域での介護入門者研修の実施、離職した人材の呼び戻し、外国人介護人材の適正な受入れ推進のための協議会の設置・研修等を実施します。また、教育関係機関と連携を図り、高校生など若年者を対象に福祉分野が進路の選択肢となるよう、高校教員向け勉強会や高校出前講座の実施、大学生・高校生など若年者を対象とした福祉の職場体験など参入促進に向けた取組を総合的に実施します。</p>	<p>○大阪府福祉人材センターの運営</p> <p>○マッチング力の向上事業、参入促進・魅力発信事業（職場体験事業除く）</p> <p>○参入促進・魅力発信事業（職場体験事業）</p> <p>○介護イメージアップ戦略事業</p> <p>○初任者・実務者研修事業</p> <p>○介護に関する入門的研修事業</p> <p>○外国人介護人材適正受入推進事業</p>	<p>介護職のイメージアップや、高齢者・障がい者・女性等の新規参入のための地域での介護入門者研修の実施、外国人介護人材の適正な受入れ推進、高校生など若年者を対象とした高校出前講座の実施、大学生・高校生など若年者を対象とした福祉の職場体験などの参入促進に向けた取組を総合的に実施した。</p>	見直し	<p>○参入促進の具体的な取組である、①マッチング力の向上（福祉人材センターの機能強化等）、②若者等の新規参入促進策（採用活動の強化、介護・福祉の魅力発信、介護・福祉に触れる機会の提供等）、③離職した人材の呼び戻し策（再就職準備金貸付制度等）、④高齢者、障がい者等の新規参入促進策（高齢者等への介護入門研修、ひとり親家庭の親と介護現場のマッチング策の検討等）、⑤外国人介護人材の受入れ（在留資格「介護」の創設対応策の検討等）については、予算措置人員よりも実績が少ない事業もあり、見直し等の検討が必要。</p>			福祉人材・法人指導課
42	資質の向上	<p>▼ 資質の向上については、地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進めるほか、介護支援専門員や介護福祉士の資質向上に向けた取組などを実施します。また、介護従事者の処遇改善が確実になされるよう、対策の検討と必要な財源措置について国に要望していきます。</p>	<p>○職員の資質の向上・職場定着支援事業</p> <p>○職員研修支援事業</p>	<p>地域性を踏まえ、地域全体として資質向上やキャリアパスにつながる仕掛けを進め、介護支援専門員や介護福祉士等の資質向上に向けた取組なども実施した。</p> <p>○代替職員確保による実務者研修支援事業（R1）</p> <p>・補助件数：22施設 34名</p> <p>○職員の資質の向上・職場定着支援事業</p> <p>・補助市町村等 R1 6市等 R2 1市</p> <p>・補助実績額 R1 1,847千円 R2 322千円</p> <p>○職員研修支援事業</p> <p>・参加人数 R1 9,968人 R2 2,964人</p>	見直し				福祉人材・法人指導課
④教育・保育人材の確保									
43	養成及び就業の促進	<p>▼ 保育所等で就労していない保育士、いわゆる潜在保育士について、市町村やハローワーク等と連携しながら就業に向けて取り組むとともに、保育士確保事業を実施する市町村を支援します。</p>	<p>○保育士・保育所支援センター運営事業</p> <p>○保育人材確保事業</p>	<p>潜在保育士に対し、市町村やハローワーク等と連携しながら就業に向けて取り組むことにより、保育人材確保を推進した。</p>	継続	<p>○就職支援の取組みにより保育人材確保に寄与。</p>	<p>○潜在保育士の掘り起こし及び就業に向けた支援を行う必要がある。</p>	<p>○引き続き潜在保育士に対するセンターの周知を行うとともに、就職あっせん等の取組を実施。</p>	子育て支援課
43	従事者の定着等に向けた取組	<p>▼ 保育士の専門性向上と人材の安定的な確保のための研修事業などを実施する市町村を支援します。また、施設型給付等において、処遇改善等加算Ⅰ（※）及び処遇改善等加算Ⅱ（※）により、従事者の定着・確保を目的とした職員給与の改善を図ります。</p>	<p>○職員の資質向上・人材確保等研修事業</p> <p>○施設型給付費等事業</p>	<p>○施設型給付等において処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定を行い、実績確認事務を担う市町村に対して、適切な運営管理を働きかけた。</p> <p>○研修事業を実施する府内市町村に対して支援を行った。</p>	継続	<p>○処遇改善及び研修の支援により保育従事者の定着に寄与。</p>	<p>○R5年度からの処遇改善等加算Ⅱにおける研修修了要件必須化に向け、研修受講機会の確保と確認事務の整理が必要である。</p>	<p>○引き続き処遇改善及び研修事業などを実施する市町村を支援。</p>	子育て支援課
43	資質の向上	<p>▼ 保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした研修を実施するとともに、保育士等キャリアアップ研修の実施機会の充実に努めます。また、他機関主催の保育研修の周知や、市町村で実施する保育研修などを支援することにより、教育・保育の質の向上を図ります。</p>	<p>○認定こども園等研修</p> <p>○大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関指定</p>	<p>○大阪府内の認定こども園、保育所、幼稚園等における指導的立場の職員（園長・主任等）、保育教諭、市町村職員等を対象に、R1は対面、R2はオンラインで実施し、教育保育の質の向上を推進した。</p> <p>○大阪府保育士等キャリアアップ研修実施機関について、R2までに31団体を指定し、計32,885名分の定員を確保した。</p>	継続	<p>○教育・保育要領の内容を周知することができた。</p> <p>○キャリアアップ研修新規定員枠数を拡大することができた。</p>	<p>○教育・保育を見直すきっかけとなるよう、引き続き多くの方に受講していただく必要がある。</p> <p>○R5年度からの処遇改善等加算Ⅱにおける研修修了要件必須化に向けて、研修受講機会を確保する必要がある。</p>	<p>○教育・保育要領の内容の周知を徹底するため、継続して研修を実施。</p> <p>○保育士等キャリアアップ研修の受講機会の充実に引き続き取組む。</p>	子育て支援課
43	資質の向上	<p>▼ 大阪府幼児教育センター（2018（平成30）年4月設立）において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等を対象とした教職員研修の充実に図るとともに、各市町村及び園所での研修において助言等を行う幼児教育アドバイザーを育成することで、幼児教育に携わる教職員の資質の向上を図ります。</p>	<p>○教職員研修費（内、園内研修事業等）</p> <p>○幼稚園教育理解推進事業</p> <p>○幼児教育の推進体制構築事業</p>	<p>○幼稚園・保育所等における教育機能の充実</p> <p>・幼稚園10年経験者研修を、各年6回実施した。</p> <p>・幼稚園新規採用教員研修を、各年9回実施した。</p> <p>・幼児教育コーディネーターによる支援回数計：121回</p> <p>・幼児教育アドバイザーフォローアップ研修を、計7回実施した。</p> <p>・園長等専門研修を、計3回実施した。</p> <p>・保育技術専門研修を、計9回実施した。</p> <p>・就学全人権教育研究協議会を、各年3回実施した。</p> <p>・大阪府協議会を、各年1回実施した。</p> <p>・幼児教育アドバイザー育成研修を、各年9回実施した。</p> <p>・幼児教育推進フォーラムを、計3回実施した。</p> <p>・幼児教育推進指針を改訂した（平成31年4月1日施行）</p> <p>・幼児教育アドバイザーが園内研修で計2935回活動した。</p>	継続	<p>○幼稚園10年経験者研修 参加者数（延べ12回分）：274名、肯定的評価：98.5%</p> <p>○幼稚園新規採用教員研修 参加者数（延べ18回分）：4,279名、肯定的評価：99.0%</p> <p>○園長等専門研修 参加者数（延べ3回分）：737名、肯定的評価：96.9%</p> <p>○保育技術専門研修 参加者数（延べ9回分）：505名、肯定的評価：98.2%</p> <p>○就学前人権教育協議会 参加者数（延べ6回分）：1,964名、肯定的評価：97.6%</p> <p>○大阪府協議会 参加者数：110名</p> <p>○幼児教育アドバイザー育成研修 受講者数：686名 肯定的評価：97.0%</p> <p>○幼児教育アドバイザーフォローアップ研修 参加者数（延べ7回分）：326名、肯定的評価：99.4%</p> <p>○幼児教育推進フォーラム 参加者数（延べ3回分）：1,190名、肯定的評価：96.4%</p>	<p>○幼児教育に関する多岐にわたる研修を実施し、教職員研修の充実に図ることができた。</p> <p>○幼児教育アドバイザーを計817名認定した。</p>	<p>・幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育センターにおいて引き続き幼児教育アドバイザーを育成する。</p> <p>・幼児教育アドバイザーが活動する園内研修の実施回数を調査・公表するとともに、幼児教育アドバイザーが活動した園内研修の実施回数の増加をめざす。</p>	大阪府教育センター

第4期大阪府地域福祉支援計画＜関係事業一覧＞【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
<p>（4）地域の生活と福祉を支える基盤強化</p> <p>①安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進</p>									
46	住宅確保に配慮を要する方への居住支援	<p>▼ 民間賃貸住宅における住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、行政や不動産関係団体、居住支援を行う団体等による「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、見守りなどの生活支援サービスや住宅相談先等の情報提供を行うとともに、関係団体や住宅と福祉部門の連携の強化に努めます。また、地域における身近な相談・居住支援を行う居住支援協議会の設立などの地域の特性に応じた居住支援体制の構築を市町村に働きかけ、地域「丸ごと」の居住支援体制の構築をめざします。</p>	<p>○大阪府居住支援体制整備促進事業</p> <p>・市町村における住宅確保要配慮者の居住の安定確保のための取組みとして、居住支援体制を整備し、住まい相談会や居住支援協議会の設立に向けた支援を行う</p>	<p>○平成30年度に実施した「大阪府居住支援体制整備促進事業」において採択した8事業者が6市において活動を行っており、それらに支援を行った。</p>	見直し	<p>○令和3年12月に「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者居住安定確保計画」を統合した「大阪府居住安定確保計画」を策定し、「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：50%」を新たな目標とした。</p>	<p>○令和3年12月に「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者居住安定確保計画」を統合した「大阪府居住安定確保計画」を策定し、「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：50%」を新たな目標とした。</p>	<p>○市町村単位又は行政区単位での居住支援協議会の設立を働きかける。</p> <p>○市町村の住宅部局、福祉部局並びに相談協力店等との連携による「住まい探し相談会」を実施し、市町村における居住支援協議会等の体制づくりの支援。</p> <p>○重層的支援体制整備事業・移行準備事業を実施した市町村に対して居住支援協議会設立を働きかける。</p> <p>○協議会設立の中心となり得る居住支援法人に居住支援協議会の設立を促す。</p> <p>○平成30年度に実施した大阪府居住支援体制整備促進事業をきっかけに居住支援法人を中心とした勉強会などを行っている地域等に対し、居住支援協議会の設立に向けたアドバイスを行う。</p>	居住企画課
47		<p>▼ 住宅確保要配慮者に対して登録住宅への入居にかかる情報提供や相談、見守りなど多様な支援を行っている社会福祉法人やNPO法人等を居住支援法人として指定します。</p>	<p>○住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人の指定</p>	<p>○住宅セーフティネット法に基づくセーフティネット住宅の登録及び居住支援法人の指定</p> <p>セーフティネット住宅登録戸数 R2年度末35,428戸 居住支援法人数 R2年度末64法人 相談協力店数 R2年度末22店舗 協力店数 R2年度末672店舗</p>	継続	<p>○セーフティネット住宅登録戸数 R2年度末35,428戸（全国第4位）</p> <p>○居住支援法人数 R2年度末64法人（全国第1位）</p> <p>○相談協力店数 R2年度末22店舗</p> <p>○協力店数 R2年度末672店舗</p>	<p>○令和3年12月に「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者居住安定確保計画」を統合した「大阪府居住安定確保計画」を策定し、セーフティネット住宅の登録戸数、居住支援法人数、相談協力店及び協力店数を観測指標とした。</p>	<p>○引き続き、セーフティネット住宅、居住支援法人、協力店及び相談協力店の登録促進及び指定拡大を行っていく。</p>	居住企画課
47	住宅確保に配慮を要する方への居住支援	<p>▼ 登録事業者である貸貸人から、生活保護の実施機関に情報提供し、実施機関が事実確認を行い、生活保護受給者の住宅扶助費等代理納付（※）の要否を判断する手続さについて、福祉部と連携し、制度の適切かつ円滑な運用が行われるよう周知します。</p>	<p>○生活保護制度の住宅扶助費等代理納付促進</p> <p>・福祉部と連携し、福祉事務所にに対して制度の適切かつ円滑な運用が行われるよう周知</p>	<p>○生活保護制度の住宅扶助費等代理納付促進</p> <p>令和2年3月にセーフティネット住宅に入居する生活保護受給者に対して、原則代理納付を適用することとなったことを受け、セーフティネット住宅の登録を行うことで、家賃滞納リスクを回避できることをPRし登録促進を行った。</p>	終了	<p>○「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」の一部改正について」がR2年3月31日に通知され、R2年4月1日から適用されたことにより、セーフティネット住宅への新規入居者について代理納付の原則化が図られた。</p>	<p>○「生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」の一部改正について」がR2年3月31日に通知され、R2年4月1日から適用されたことにより、セーフティネット住宅への新規入居者について代理納付の原則化が図られた。</p>	終了	居住企画課
47		<p>▼ 市町村の福祉担当部局や地域包括支援センター（※）、CSW等による高齢者や障がい者等の様々な相談時において、「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」が活用されるよう、さらに働きかけます。</p>	<p>○「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」の活用促進</p> <p>・福祉部と連携し、市町村の福祉担当部局や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の会議やセミナーにおいて</p>	<p>○「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」の活用促進</p> <p>福祉部と連携し、市町村地域福祉担当課長会議やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の会議やセミナーにおいて「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」活用の働きかけを行った。</p>	継続	<p>○地域包括支援センターやCSW等の福祉関係者からの住まい相談もありシステムが認識されてきている。</p>	<p>○地域包括支援センターやCSW等の福祉関係者からの住まい相談もある。</p>	<p>○引き続き、市町村地域福祉担当会議やCSW等の会議やセミナーにおいて啓発を行っていく。</p>	居住企画課
47	福祉有償運送の振興	<p>▼ 福祉有償運送制度（※）では、利用者のニーズを踏まえ、安全で安定的な事業運営とサービス供給を図ることができるよう、運営協議会に係る助言や制度の広報周知を行うなど、府域における同制度の定着と活性化を支援します。</p>	<p>○運営協議会の運営支援</p>	<p>○府内アブロック（大阪市、北摂、河北、中部、泉州、枚方市、箕面市）に設置されている運営協議会において、事業の推進に必要な情報を提供を行ったり、オブザーバーとして協議会に出席するなど運営協議会の運営支援を行った。</p> <p>○また、福祉有償運送制度の利用方法、福祉有償運送を実施している事業者の一覧表、国土交通大臣認定団体が実施する講習の案内の一覧表を府ホームページに掲載するなど、制度の広報に取り組んだ。</p>	継続	<p>○福祉有償運送を利用するのべ会員数は14,797人（令和元年7月）となっており、地域における自立生活を支える福祉基盤づくりに資した。</p>	<p>○福祉有償運送の制度周知</p>	<p>○引き続き、市町村の運営協議会の運営支援等を行うとともに、ホームページの充実により、制度の広報に努めている。</p>	地域福祉課
47	安全・安心な福祉のまちづくり	<p>▼ 都市施設（※）等のハードを担当する庁内部局や市町村等と連携を図り、福祉有償運送制度（※）等のソフト施策とも連携しながら、「福祉のまちづくり」に向けた総合的な施策の推進に取り組めます。</p>	<p>○福祉のまちづくり推進事業</p>	<p>○大阪府福祉のまちづくり審議会において、「大阪府福祉のまちづくり条例」の改正について検討を行い、令和2年3月に条例改正し、ホテル又は旅館におけるバリアフリー基準の強化や、情報公表制度を創設し、普及・啓発を図った。</p> <p>○大阪府福祉のまちづくり審議会及び大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会を開催し、国の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正に関する検討会及び小規模店舗W G」での検討内容を報告し、継続して検討することとなった。</p>	継続	<p>○条例改正の説明会について公式YouTubeを活用することで、幅広く普及啓発できた。</p>	<p>○条例改正の説明会について公式YouTubeを活用することで、幅広く普及啓発できた。</p>	<p>○国において、建築設計標準の改定内容を踏まえ、「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」についても、適宜改定を行う。</p>	建築指導 室建築企画課
			<p>○交通安全施設整備事業等（防災・安全交付金他を活用）</p>	<p>安心・安全・人にやさしい道路空間の整備に向け、歩道、自転車通行空間の整備及び歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用点字ブロック等の整備改善をはじめとした交通安全事業等の推進に取り組んだ。</p>	<p>○大阪府管理道路において着実な事業の推進が図られているものの歩道設置や歩道のバリアフリー化等の対策を必要とする道路はまだ多く存在している状況である。</p>	継続	<p>○大阪府管理道路において着実な事業の推進が図られているものの歩道設置や歩道のバリアフリー化等の対策を必要とする道路はまだ多く存在している状況である。</p>	<p>○大阪府都市整備中期計画（案）に基づき、対象路線の優先度や早期効果の発現などの視点を重視し、重点化を図りながら効果的に交通安全事業を推進していく。</p>	道路室 道路環境課
48	行政の福祉化の取組における既存資源等を活用した福祉施策の推進	<p>▼ 行政の福祉化（※）を推進し、府有施設等を活用した小規模保育事業の実施、居場所づくり等、行政資源、公共的空間のさらなる活用と好事例の発信を行い、</p>	<p>○行政の福祉化</p>	<p>○市町村においても取組みが進むよう市町村担当者が集まる会議等で周知を行った。</p>	継続	<p>○市町村担当者が集まる会議等で周知を行った。</p>	<p>○市町村担当者が集まる会議等で予定どおり周知できている。</p>	<p>○事業の内容を理解し、市町村においても取り組んでいただくため、引き続き機会をとりまわ周知していく。</p>	福祉総務課
			<p>○市町村地域福祉担当課長会議</p> <p>○府営住宅ストック地域資源化プロジェクト</p>	<p>○府営住宅の空室活用を推進するとともに府内の子育て支援環境の充実を図るため、H27年度に作成した広報資料を用いて、制度や事例の周知に取り組んだ。</p> <p>○市町村の意向調査を実施するとともに、市町村地域福祉担当課長会議やNPO関連情報お知らせメールにおいて、府営住宅の空室を活用した事例の広報を行った。</p> <p>○島本町・交野市・堺市・高槻市内の府営住宅において、引き続き小規模保育事業所としての活用を行った。</p> <p>○R1年度からR2年度末まで、茨木市、大阪狭山市内の府営住宅において、子ども食堂・子どもの居場所としての活用を行った。</p> <p>○府営住宅ストックの一層の活用拡大を図るため、府営住宅の活用事例を掲載した事例集を改訂した。</p>	<p>○広報資料や事例集の活用、市町に対する意向調査等を通じて市町や民間事業者への周知が図られた。</p> <p>○島本町・交野市・堺市・高槻市内の府営住宅において、引き続き小規模保育事業所としての活用を行った。</p> <p>○R1年度からR2年度末まで、茨木市、大阪狭山市内の府営住宅において、子ども食堂・子どもの居場所としての活用を行った。</p>	継続	<p>○府営住宅の空室活用を推進するとともに府内の子育て支援環境の充実を図るため、引き続き制度や事例の周知に取り組むことが必要。</p>	<p>○市町や民間事業者等に対して、引き続き広報資料や事例集を用いて、広報を行うとともに、市町等からの相談に対応するなど、活用の実現に向けた取組みを積極的に推進し、地域住民へのサービス等の充実を図る。</p>	経営管理課

②矯正施設退所予定者等への社会復帰支援

○R1年度からR2年度末まで、茨木市、大阪狭山市内の府営住宅にお ○R1年度からR2年度末まで、茨木市、大阪狭山市内の府営住宅において、子ども食堂・子どもの居場所としての活用を行った。

第4期大阪府地域福祉支援計画＜関係事業一覧＞【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
49	地域生活定着支援センターの理解等促進	▼ 市町村や福祉施設等の関係機関等へ、事業目的等を周知し、社会復帰及び地域生活への定着に対する理解と協力の促進を図ります。	○地域生活定着支援センター事業費	○生活保護査察指導員会議等を通じて、事業目的等を周知し、地域生活定着支援センター事業に対する理解と協力の促進を図った。	継続	○一定の知名度は向上している。	○これまでモデル事業として実施していた「犯罪を行った障がい者等に対する就労支援」（入口支援）を令和3年度から地域生活定着支援センターで実施することとなったため、さらなる周知が必要。 ○入口支援では、これまでとその支援スキームが異なるため、改めて市町村等への周知、協力依頼が必要である。	○障がい・高齢担当主管課にも理解促進を図る。	地域福祉課 自立支援課 介護支援課
49	地域生活定着支援センターの課題検討	▼ 大阪保護観察所や府内の矯正施設、更生保護施設等との連絡調整会議等の場を通じて、事業における課題を整理するなど、解決に向けて引き続き検討を進めます。	○地域生活定着支援センター事業費【再掲】	○大阪保護観察所主催の各関係機関による連絡協議会において、課題を共有し、解決策の検討を図った。	継続	○一定の情報共有は図れている。	○継続して課題の共有・解決策の検討をすすめる。 ○これまでモデル事業として実施していた「犯罪を行った障がい者等に対する就労支援」（入口支援）を令和3年度から地域生活定着支援センターで実施することとなった。短期間でのアセスメント実施や地域支援の調整の困難等、これまでのモデル事業で顕在化した入口支援特有の課題を関係機関で共有し、解決策を検討していく必要がある。	○今後とも各種会議への積極的な参加に努める。	地域福祉課 自立支援課
49	再犯防止に向けた支援体制の構築	▼ 大阪の地域実情にあわせて、性犯罪者の再犯防止、福祉等の支援を必要とする矯正施設退所予定者等の社会復帰のほか、国のモデル事業を実施し、「地方再犯防止推進計画」の策定など、再犯防止に向けた支援体制の構築を図ります。	○地域再犯防止推進モデル事業 ○地域生活定着センター事業（被疑者等支援業務）	○平成30年度から3年間累計で14名に対して82回の心理カウンセリングを実施し、その効果検証を行い法務省に報告した。（終了） ○「大阪府再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の取組を推進した。	継続	○モデル事業は令和2年度で終了したが、「大阪府再犯防止推進計画」に基づく再犯防止の取組は継続。	○「大阪府再犯防止推進計画」に基づき、引き続き、再犯防止の取組を推進する。	○「大阪府再犯防止推進計画」の進捗管理を行う。	治安対策課 自立支援課
③社会福祉協議会に対する活動支援									
50	府社協の活動支援	▼ 府社協が関係機関とのネットワークにより把握する府域の地域生活課題を踏まえ、効果的な施策検討を行うとともに、その推進に向けた広域的・専門的な活動等に対して助成等のサポートを行います。	○福祉活動指導員設置事業 ○ボランティアコーディネーター設置事業【再掲】	○府内全域において、関係機関や団体等と協働して社会福祉活動の課題に取り組んでいる大阪府社会福祉協議会の「福祉活動指導員設置事業」を支援することにより、大阪府社会福祉協議会の活動強化を図り、民間社会福祉活動の充実・発展を推進した。 ○地域のボランティアコーディネーターの人材養成や府民のボランティア活動への参加促進、機関誌やHPによる広報を行う大阪府社会福祉協議会の「ボランティアコーディネーター設置事業」を支援することにより、大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図った。	継続	○新たな福祉課題に対する民間社会福祉活動の推進や、府民のボランティア活動に対する関心を高め、参加意欲の促進を図ることができた。	○地域における福祉課題が複雑化する中、新しい生活様式に基づく民間社会福祉活動の推進や、府民のボランティア活動への参加促進が求められている。	○大阪府社会福祉協議会及び大阪府ボランティア・市民活動センターの機能強化を図るため、引き続き支援していく。	地域福祉課
50	地域貢献委員会	▼ 市町村社協における地域貢献委員会（※）の設置促進を通じて、社会福祉法人・施設のマンパワー、拠点・設備、種別を越えた施設同士が連携することで、社会福祉施設の有効活用や災害時の要支援者支援、地域の交流など「福祉と共生のまちづくり」が一層進むよう、府社協や市町村とともに支援します。	○福祉活動指導員設置事業【再掲】	○府内全域において、関係機関や団体等と協働して社会福祉活動の課題に取り組んでいる大阪府社会福祉協議会の「福祉活動指導員設置事業」を支援することにより、大阪府社会福祉協議会の活動強化を図り、民間社会福祉活動の充実・発展を推進した。	継続	○市町村社会福祉協議会における関係機関等との連携の重要性や必要性の機運醸成が図られ、地域貢献委員会の組織化が進んだ。	○市町村社会福祉協議会における関係機関等との連携の機運醸成を図る必要がある。	○引き続き、市町村社会福祉協議会に対して地域貢献委員会の設置を推進する大阪府社会福祉協議会に対して支援を行っていく。	地域福祉課
50	地域福祉力強化	▼ 市町村社協による地域の実情に応じた福祉サービスの提供や相談事業、小地域ネットワーク活動などにより、要支援者をこぼれ落ちることなく見守り・発見・つなぐ地域福祉力の強化を促進します。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金（小地域ネットワーク活動事業）【再掲】 ○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】	○市町村を通じて、市町村社会福祉協議会における小地域ネットワーク活動の推進に向けた取組に対し、本交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議の場を活用し、市町村の実施状況、課題、対応策等の情報提供を行った。	継続	○交付金による財政支援により小地域ネットワークの安定的・継続的運営を支援した。	○府内全市町村において、小地域ネットワーク活動の取組みが進められている一方で、参加者の固定化や担い手不足といった課題がある。 ○コロナ禍において、感染症対策に配慮しながらの活動継続	○引き続き、本交付金による財政支援を行うとともに、市町村地域福祉担当課長会議等を通じて、先進事例の情報提供等を行っていく。	地域福祉課
④福祉基金の活用・推進									
53	福祉基金の効果的な活用	▼ 平成28年度に制度を再構築した「地域福祉推進助成（施策推進公募型事業・民間団体提案型事業）」の成果を検証するとともに、「活動費助成」を含めた福祉基金による助成全体のあり方や手法について、より効果的・効率的に活用できる制度となるよう、引き続き検討を進めます。	○福祉基金設置運営費	○先駆的・先導的な事業として実施している地域福祉推進助成の充実を図るため、施策推進公募型事業や民間団体提案型事業に対し助成を行い、また活動費助成では府民の自主的な地域福祉活動等を支援した。 ○新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため事業を中止することを回避するために、事業の内容を変更する取り扱いを認めたが、結果として事業を中止したり、規模を縮小して実施した団体が数多くあった。	継続	○従来の活動費助成、地域福祉振興助成（民間団体提案型、施策推進公募型）は新型コロナウイルス感染症の影響で、事業中止や規模縮小となり、十分に事業を行えない団体が多く見受けられたが、対面や集合による実施方法からウェブ開催、SNSを活用するといった、新たな取り組みを行う団体が増加した。 ○「ウィズコロナ、ポストコロナも見据えた地域モデルの活動モデル」をテーマとした新たな施策推進公募型事業を実施することで助成対象団体数、助成額が増加した。	○制度の再構築により、民間団体提案型事業や施策推進公募型事業への助成を拡充できたが、今後は、従来の助成事業に加えて、コロナ禍であっても行えるよう事業に柔軟に対応していく必要がある。	○コロナ禍でみえてきた課題へ対応する、施策推進公募型事業の企画立案（公募テーマの抽出等）を効果的・効率的に抽出し、助成金の有効活用を進めていく。	地域福祉課
53	助成事業の見える化の推進	▼ 寄附金の活用について、寄附者に実施事業の趣旨・目的に共感してもらえるよう「使い途が明確かつ有効に活用している」ことを評価・公表する「地域福祉推進助成『事業評価制度』」を適切に運用します。	○福祉基金設置運営費【再掲】	○地域福祉振興助成金の募集の際に、府ホームページに掲載するとともに、市町村及びボランティア関係団体等へ広く周知した。 ○助成事業の成果や社会への影響について評価を行い、その評価結果を広く公表することにより、寄附者に対する説明責任を果たすとともに、助成事業の一層の透明化を図ることを目的に創設した「地域福祉推進助成事業評価制度」に基づき、助成事業を評価し、その結果を府ホームページで公表した。	継続	○助成団体の増加を図るため、市町村及びボランティア関係団体等へ広報した。より事業成果が寄附者や助成団体の増加につながる手法の検討が必要。	○助成団体の増加を図るため、市町村及びボランティア関係団体等へ広報した。より事業成果が寄附者や助成団体の増加につながる手法の検討が必要である。	○助成金の事業評価を行い、その評価結果を公表し、広報することにより事業成果の見える化を進める。 ○評価時期や手法を見直し、より直近の事業評価を実施、公開できるよう検討していく。	地域福祉課
⑤第三者評価等による福祉サービスの質の向上									
55	第三者評価等の事業運営	▼ 福祉サービス第三者評価事業について、推進組織として、評価機関や市町村等の関係機関等と連携のもと、適切かつ円滑な事業運営を行います。	○福祉サービス第三者評価システム推進事業費	○評価機関連絡会議において、国の動向等の情報提供を行うとともに、意見交換を実施した。	継続	○評価機関連絡会議等を通じて、日頃より密な連携を図ることにより、現状・課題等の情報共有を行うことができた。今後も評価事業の推進のため、連携を図っていく。	○評価機関連絡会議等を通じて、日頃より密な連携を図ることにより、現状・課題等の情報共有を行い、円滑な事業運営を図っていく必要がある。	○引き続き、評価機関連絡会議等における意見交換等を通じて、情報共有を行っていく。	地域福祉課
55	評価の受審促進	▼ 事業者への受審促進を図るため、受審メリット等の制度周知・啓発を一層強化するとともに、第三者評価の受審を補助金等の条件とするなど、効果的なインセンティブについて、引き続き検討を進めます。 利用者に対しては、市町村等の関係機関を通じて、制度周知等を積極的にを行うとともに、受審施設の情報を簡単に検索できるよう、WAM NET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）及び大阪府ホームページを活用	○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】	○市町村地域福祉担当課長会議や社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会、福祉の就職フェアにおいて、第三者評価事業の説明やパンフレット等の配布を行うなど、受審促進を図った。 ○評価結果の公表期間が終了する施設・事業所に対して通知を送付し、再受審の働きかけを行った。 ○受審施設・事業所に対し受審証及びステッカーを発行するとともに、誰もが受審結果を閲覧できるよう、WAMNET（独立行政法人福祉医療機構ホームページ）及び大阪府ホームページへの掲載を行った。	継続	○令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、制度の意義・重要性等について、説明し、受審促進の働きかけを行う機会が減った。現状として、費用負担や受審するメリットが乏しいことなどを理由に受審が進んでいないため、さらなる受審促進を進める必要がある。	○令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、制度の意義・重要性等について、説明し、受審促進の働きかけを行う機会が減った。現状として、費用負担や受審するメリットが乏しいことなどを理由に受審が進んでいないため、さらなる受審促進を進める必要がある。	○引き続き、あらゆる機会を捉えて第三者評価受審の意義を周知し、積極的な働きかけを行っていく。 ○併せて、他府県における実施状況等も参考にしながら、他制度との連携方策など第三者評価制度の普及・啓発の手法等について検討する。	地域福祉課

第4期大阪府地域福祉支援計画〈関係事業一覧〉【取組状況の中間評価】

【参考2①】

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
55	評価基準等の見直し等	▼ 国の「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に基づき、大阪府地域福祉推進審議会福祉サービス第三者評価事業推進分科会の意見を踏まえ、必要に応じ、評価基準等の見直し等を進めます。	○福祉サービス第三者評価システム推進事業費【再掲】	○国からの評価基準の改正通知及び今後の改正予定を踏まえ、評価基準を改正した。 ○基準等部会において、今後の評価基準の改正方法について諮問し、国評価基準改正後、速やかに府基準として適用して運用を開始できるよう、制度を改正した。	継続	○新しい基準に基づき適切な第三者評価基準ガイドラインを改正及び策定した。今後も国の基準改正の動きを注視し、評価基準の改正及び策定を迅速に行う必要がある。	○国の改正通知に基づき、新しい基準に基づく適切な第三者評価基準ガイドラインを発出する必要がある。	○国からの改正通知に基づき、評価基準の改正を進めるとともに、国の基準でフォローできていない事項については府独自の基準の検討を進める。	地域福祉課
55	評価調査者への研修の実施	▼ 府域における評価水準の維持・向上を図るために、また、多様化する福祉サービス事業者への評価に対応するため、評価調査者への養成研修や継続研修等を実施します。	○福祉サービス第三者評価システム推進事業費【再掲】	○評価機関及び評価調査者の評価の質を高めるために養成研修及び継続研修を実施した。 新型コロナウイルス感染症が流行する中であっても、研修を円滑に実施できるよう研修の部分的なオンライン化や実習内容の見直しなどを行い、研修を実施することができた。	継続	○養成研修及び継続研修を実施することにより、評価機関の評価の質の向上を図った。 ○受託先変更及び制度の現状に鑑み、安定的に研修を実施する方策の検討が必要である。	○養成研修及び継続研修を実施することにより、評価機関の評価の質の向上を図った。 ○受託先変更及び制度の現状に鑑み、安定的に研修を実施する方策の検討が必要である。	○第三者評価事業の将来的な展望を踏まえ、研修実施方法・委託内容等の精査を行い今後の研修実施の方針について検討を行う。引き続き、評価機関及び評価調査者の質を高めていくために、養成研修及び継続研修の充実を図っていく。	地域福祉課
55	第三者委員の設置促進及びスキルアップ	▼ 事業者による苦情解決の体制整備及び第三者委員（※）の設置促進を図るため、府社協とともに、制度の重要性の周知・啓発を行います。また、福祉施設の職員・第三者委員（※）のスキルアップに向けて研修会や事例収集等の取組を促進します。	○福祉サービスに関する苦情解決事業費	○第三者委員の一層の設置促進を図るために、事業報告書・ポスター・リーフレット等を福祉施設等に配布し、制度の周知・啓発を行った。 また、福祉施設の職員・第三者委員に向けた研修会を新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、令和元年度は中止したが、令和2年度は実施した。	継続	○苦情解決に関する研修の実施等を通じて、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員のスキルアップは図られているが、第三者委員については、費用負担等の課題から設置が進んでいない状況にある。	○苦情解決に関する研修の実施等を通じて、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員のスキルアップは図られているが、第三者委員については、費用負担等の課題から設置が進んでいない状況にある。	○各種福祉施設に対する集団指導等、あらゆる機会を通じて、制度の周知・啓発を行い、第三者委員の設置を働きかけていく。	地域福祉課
56	市町村等関係機関との連携強化	▼ 運営適正化委員会と市町村、地域包括支援センター（※）、市町村社協等の地域の相談窓口や大阪府国民健康保険団体連合会等の専門相談機関との連携強化を図り、多様化・専門化する苦情事案等の処理の迅速化に努めます。	○福祉サービスに関する苦情解決事業費【再掲】	○事業所において解決困難な苦情等の事案については、運営適正化委員会が市町村、地域包括支援センター等と連携を図るなど、事案の解決に取り組んだ。	継続	○解決困難な事案については、日頃より、関係機関（府施設所管課、市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センターや大阪府国民健康保険団体連合会等）と密な連携を図りつつ、適切な機関へのつなぎ等に取り組んだ。	○解決困難な事案については、関係機関（府施設所管課、市町村、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センターや大阪府国民健康保険団体連合会等）と密な連携を図り、適切な機関へのつなぎ等に取り組む必要がある。	○引き続き、関係機関等と連携を図りながら、事案の解決に取り組んでいく。	地域福祉課
⑥社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監査									
56	社会福祉法人等への指導監査	▼ 社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導監査等を行うとともに、権限移譲した市町村における円滑な業務推進のため、必要に応じた助言・ノウハウ提供等の支援を行います。	○施設サービス事業者指定・指導監査事業費	◀介護保険サービス事業者に対する指導監査▶ 1介護保険施設に関する指導監査 介護保険施設に対する指導を実施し、適切なサービス提供の確保に努めた。 ○集団指導の状況 R元年度 R2年度 介護保険施設 352(156) (209) ※数値は集合研修、()内はweb研修。 ※R元年度までは政令市と東大阪市を除く中核市と合同実施、R2年度から府所管分のみ対象 ※R元年度のweb研修は府所管分のみ ※R2年度～吹田市、中核市移行に伴い24施設移行 ○実地指導の状況 R元年度 R2年度 介護保険施設 49 - ※府所管分のみ	継続	◀介護保険サービス事業者に対する指導監査▶ 1介護保険施設に関する指導監査（評価及び課題） ○集団指導等の実施により、利用者処遇におけるサービスの質の向上及び施設の適正運営に寄与した。	◀介護保険サービス事業者に対する指導監査▶ 1介護保険施設に関する指導監査（評価及び課題） ○集団指導等の実施により、利用者処遇におけるサービスの質の向上及び施設の適正運営に寄与した。	○新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、実地指導、集団指導の方針を決定していく。 なお、平成24年4月、介護保険法の改正による「大都市特例」の施行により、政令市・中核市への指導根拠が法定移譲されたため、例年、府内における指導の標準化等を図るため、府と政令・中核市による連絡会議を定期的に開催。今年度も、共通の課題等について、情報交換を行っている。	介護事業者課
			○事業者指定業務、事業者指導監査業務（管理システム維持管理費を含む）	2居宅サービス事業者に対する指導監査 ○利用者が、より良いサービスを受容できるよう居宅サービス事業者の指導育成を重点に置いた指導を実施した。	継続	2居宅サービス事業者に対する指導監査 ○集団指導等の実施により、利用者処遇におけるサービスの質の向上及び事業所の適正運営に寄与した。	2居宅サービス事業者に対する指導監査 ○居宅サービス事業者に対しては、利用者本位のサービスが提供されるよう指導していく必要がある。 ○市町村が適切に指導権限を行使できるよう府として支援していく必要がある。また、府内における指導の標準化を図る必要がある。	2居宅サービス事業者に対する指導監査 ○居宅サービス事業者に対しては、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、集団指導・実地指導等あらゆる機会を通じて利用者本位のサービスが提供されるよう指導する。 ○居宅サービス事業者の指定・指導事務について、引き続き、市町村が適切に指導権限を行使できるよう府として支援する。また、府内における指導の標準化を図るため、府と市町村による連絡会議を定期的に開催する。	介護事業者課
		▼ 社会福祉法人や福祉サービス事業者等に対し、適切に指導監査等を行うとともに、権限移譲した市町村における円滑な業務推進のため、必要に応じた助言・ノウハウ提供等の支援を行います。	○児童福祉施設事業 指導・監査業務	◀障がい児支援事業者等に対する指導監査▶ ○障がい児支援事業者・施設に対する指導、運営状況の監査を実施し、適切なサービス提供の確保に努めた。 ・集団指導の実施 2回 ・実地指導の実施 110事業所 ・監査の実施 33事業所 ・監査による指定取消 12事業所 ※指導および監査、処分件数はサービス毎で集計 ○市町村調整会議の開催 2回	継続	○引き続き、利用者（障がい児）への支援の質の向上、適正な事業運営を確保するため、障がい児支援事業者への指導監査を実施する必要がある。	○新型コロナウイルス感染症の影響下における効率、効果的な指導・監査方策 ○市町村との連携	○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から指導監査手法を工夫しつつ指導監査を行う。 ○指導権限のある政令市・中核市とは、コロナ下における指導の在り方等、指導方策の情報共有を図り、効果的な指導を行っていく。府に指導権限のある市町村とは適正な利用者支援を確保するため、引き続き事故・通報等の速やかな情報共有・指導時の連携を図っていく。	生活基盤推進課
			○総合支援事業者指導・監査業務費	◀障がい福祉サービス事業者に対する指導監査▶ ○障がい福祉サービス事業者・施設・相談支援事業者に対する指導、運営状況の監査を実施し、適切なサービス提供の確保に努めた。 ・集団指導の実施 2回 ・実地指導の実施 95事業所 ・監査の実施 14事業所 ・監査による指定取消 2事業所 ※指導および監査、処分件数はサービス毎で集計 ○権限移譲した市町村には必要に応じ助言等を行うほか、市町村調整会議を開催 2回	継続	○引き続き、利用者への支援の質の向上、適正な事業運営を確保するため、障がい福祉サービス等事業者への指導監査を実施する必要がある。	○新型コロナウイルス感染症の影響下における効率、効果的な指導・監査方策 ○市町村との連携	○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から指導監査手法を工夫しつつ指導監査を行う。 ○法定移譲・大阪府地方分権に基づき、指導権限が移譲されている市町村とは、コロナ下における指導の在り方等、指導方策の情報共有を図り、効果的な指導を行っていく。府に指導権限のある市町村とは適正な利用者支援を確保するため、引き続き事故・通報等の速やかな情報共有・指導時の連携を図っていく。	生活基盤推進課

【1】頁	【2】項目	【3】第4期計画の記載内容	【4】関係事業等	【5】令和元年度から令和2年度までの取組（総括）	【6】事業評価	【7】評価理由	【8】後半への取組（R4～R5）		所管課
							課題	課題に向けた取組	
56	社会福祉法人等への指導監査		○社会福祉法運営費 ○社会事業指導費	○社会福祉法人等に対する指導監査の実施 社会福祉法人への指導監査については、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、指導監査要綱及び「指導監査ガイドライン」に基づく法人監査を実施した。 また、R1年度においては老人福祉施設、児童養護施設、障がい者施設、保育所等に対し、個別法等に基づき施設監査を実施した。R2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、法人監査のみ実施した。 ・令和元年度実績： 所管法人183法人のうち46法人 所管施設515施設のうち107施設 ・令和2年度実績： 所管法人183法人のうち6法人 ○府市連絡会等の開催 <府市連絡会の開催> ・令和元年度は、府・指定都市・中核市・ブロック連絡会幹事市で構成する府市連絡会を設置して、市町村が抱える諸課題等について意見交換を行った。 (府市連絡会 2回開催) ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、意見交換を書面で行った。 (府市連絡会 2回開催) <合同説明会の開催> ・令和元年度は、政令市・中核市を除く、府内市町村と合同で社会福祉法人等に対する、「大阪府・市町村社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会」を開催し、前年度の指導監査結果、当該年度の指導監査実施方針及び各種制度等の周知を行った。	継続	○法人運営の適正化に向けて指導監査は不可欠である。 ○府市連絡会を通じて（令和2年度は書面開催）各市町村との情報交換等は課題の共有や府内の指導監査の標準化を図るため今後も必要である。 ○社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会については、前年度の指導監査結果、当該年度の指導監査実施方針等を周知することで、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営が図られるため、今後も必要である。	○法人運営の適正化に向けて指導監査は不可欠であるが、コロナ禍において従来通りの対面での監査は困難であり、手法等の見直しが必要となっている。 ○府市連絡会を通じて（令和2年度は書面開催）各市町村との情報交換等は円滑に行われており問題ない。 ○新型コロナウイルス感染症等への対策が必要となってくる。	○書面やリモート等を併用した手法を検討し大阪府独自で書面ヒアリングを取り組んでいる。実地での監査も時間を短縮することを計画しており、今後もコロナの感染状況等もふまえて指導監査を実施していく。 ○政令市・中核市を除く、府内市町村と合同で社会福祉法人等に対する、「大阪府・市町村社会福祉法人・施設等指導監査合同説明会」を開催。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からYoutube配信で開催しており、引き続き手法を検討しながら継続していく。	福祉人材・法人指導課 社会援護課 生活基盤推進課 介護事業者課 子育て支援課 家庭支援課
56	事業運営の確保	▼ また、市町村と情報共有等の連携を図り、同時指導監査（並行監査）を実施するなど、指導監査方法に工夫を凝らし社会福祉法人等の適正な事業運営の確保に努めます。	○社会福祉法運営費【再掲】 ○社会事業指導費【再掲】	○並行監査の実施 令和元年度は、市町村と共管する法人及び施設の監査の実施にあたっては、府における指導監査実施予定の法人及び施設の内訳を年度当初に市町村に通知するとともに、監査実施月の1か月前に月間の指導監査日程表を送付し、並行監査の実施に努めた。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施を見送り。	継続	○法人監査・施設監査の並行監査については、法人と施設に対して一体的な指導を行うことができると共に、市町村との監査スキルの共有を図ることができ、有効であるため今後とも市町村と連携が必要。 コロナ対策を考慮しながら、並行監査を続けていく手法の検討。	○新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から手法等を工夫しつつ、並行監査を実施していく。	福祉人材・法人指導課 社会援護課 生活基盤推進課 介護事業者課	
(5) 市町村支援									
①地域の実情に合わせた施策立案の支援									
57	大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金	▼ 市町村の自主性・創造性を活かした先進的な施策の展開や、市町村地域福祉計画に掲げる目標達成に向けた施策効果の高い取組について、大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金の効果的な活用を努めます。	○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】	○本交付金については、市町村から提案のあった事業内容を取りまとめ、3月に交付決定を行った。	継続	○平成21年度の制度創設以来、市町村の実情に沿った創意工夫を凝らした、新たなサービスが展開されるなど、本交付金のニーズは年々増加傾向にある。	○市町村の実情に沿った創意工夫を凝らした、新たなサービスの創出。	○引き続き、市町村が地域の実情に応じて自主的に地域福祉や高齢者福祉の向上に資する事業を展開できるよう、本交付金による財政支援を行っていく。	地域福祉課
57	市町村の施策立案支援	▼ 各市町村が自主的に取り組むセーフティネットの構築・充実に係る先進的な事例収集に努め、その情報を市町村へ提供し、施策立案をサポートします。	○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】	○市町村の施策立案機能の向上に資するため、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、必要な情報提供や意見交換を行った。 ・令和元年度 1回開催（10月） ・令和2年度 2回開催（10月、3月）	継続	○先進事例の収集、情報提供に努め、市町村の施策立案をサポートした。	○市町村の課題に応じた助言等を行う個別支援の充実	○引き続き、先進事例の収集に努め、その情報を提供や市町村訪問等での助言により、市町村の施策立案のサポートを行っていく。	地域福祉課
58	新たな地域福祉の取組	▼ 地域共生社会の実現に向けた新たな地域福祉の取組について、実施主体である市町村の取組に対し、必要に応じて助言・サポートを行います。	○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】	○市町村の施策立案機能の向上に資するため、市町村地域福祉担当課長会議を開催し、必要な情報提供や意見交換を行った。 ・令和元年度 1回開催（10月） ・令和2年度 2回開催（10月、3月）	継続	○先進事例の収集、情報提供に努め、市町村の施策立案をサポートした。	○市町村の課題に応じた助言等を行う個別支援の充実	○引き続き、先進事例の収集に努め、その情報を提供や市町村訪問等での助言により、市町村の施策立案のサポートを行っていく。	地域福祉課
②市町村地域福祉計画の策定・改定支援									
58	市町村地域福祉計画の策定・改定支援	▼ 市町村に対して、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進に関する施策情報の提供や、新たな地域福祉の取組等についての意見交換や連絡調整等を通じて、市町村地域福祉計画の策定・改定を支援します。	○市町村地域福祉担当課長会議【再掲】 ○大阪府地域福祉・高齢者福祉交付金【再掲】	○市町村における改正社会福祉法を踏まえた地域福祉計画の見直しが進められるよう、アンケートの実施や市町村訪問及び市町村地域福祉担当課長会議を通じて、必要な情報提供や意見交換を行った。 ○「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査（厚生労働省）」を通じて、府内市町村の計画改定状況等を把握するとともに、必要に応じて助言を行った。 ○本交付金の活用により、地域福祉計画の理解・促進を図る住民説明会に対する財政支援を行った。	継続	○市町村地域福祉担当課長会議において、各種情報提供や意見交換を実施した。また、府における地域福祉・高齢者福祉交付金による財政支援や助言等の実施により、府内全市町村において、地域福祉計画の策定・改定が進んだ。	○市町村の課題に応じた助言等を行う個別支援の充実	○引き続き、市町村と連携し、地域福祉の推進に関する情報提供・意見交換等に努めるとともに、地域福祉計画の改定等に必要となる助言や情報提供等を行っていく。	地域福祉課

【1】頁	【2】第4期計画の指標・目標	【3】令和元年度の実績状況	【4】令和2年度末の実績状況	【5】中間評価	【6】評価理由	【7】後半への取組（令和4年度から令和5年度まで）		所管課
						課題	課題に向けた取組	
（1）地域福祉のセーフティネットの拡充								
①市町村と連携したセーフティネットの拡充								
20	◆目標・指標「CSW配置人数（全中学校区に1名配置）」※政令市・中核市除く（36市町村） 2018（H30）年度：154名／（参考）149名（35市町村） 2021年度：173名／（参考）164名（35市町村） 2023年度：191名／（参考）178名（35市町村）	CSW配置人数（全中学校区に1名配置） ※政令市・中核市除く 2019（R1）年度末：150名（35市町村）	CSW配置人数（全中学校区に1名配置） ※政令市・中核市除く 2020（R2）年度末：136名（34市町村）	◎	136名/160名≒85%（80%以上達成） 社会資源の多寡等により中学校区ごとの配置が難しい地域への働きかけ	市町村に対し、CSWの機能・役割の周知により配置促進への理解を促す	地域福祉課	
②生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実								
25	◆目標・指標「努力義務事業実施自治体数（全35福祉事務所設置自治体）」 【就労準備支援事業】【家計改善支援事業】 2018（H30）年度：31 15 2021年度：35 35 2023年度：35 35	努力義務事業実施自治体数（全35福祉事務所設置自治体） 【就労準備支援事業】【家計改善支援事業】 2018（H30）年度末：31 15 2019（R元）年度末：33 22	努力義務事業実施自治体数（全35福祉事務所設置自治体） 【就労準備支援事業】【家計改善支援事業】 2019（R元）年度末：33 22 2020（R2）年度末：34 25	◎	R2年度末における努力義務事業の実施率【就労準備支援事業】94.2% 【家計改善支援事業】71.4% 努力義務事業の実施に取り組む自治体は増加しているが、未実施の自治体に対しては引き続き実施に向けた働きかけが必要。	国における法改正に向けた動向（努力義務事業の実施必須化の議論）等について未実施自治体へ情報提供を行うなど、引き続き実施に向けた働きかけを行う。	地域福祉課	
③災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の充実								
26	◆目標・指標【現行】 「◆市町村や関係機関等と連携し、平常時からの見守り等の取組を通じた災害時における円滑な安否確認や避難の方法などについて、地域実情を踏まえて検討します。」	○避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成促進は、災害時における実効性のある安否確認につながることを踏まえ、市町村関係部局や自主防災組織リーダーを対象とした個別避難計画の作成促進に資する研修を実施した。	○避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成促進は、災害時における実効性のある安否確認につながることを踏まえ、市町村関係部局や自主防災組織リーダーを対象とした個別避難計画の作成促進に資する研修を実施した。	◎	○個別避難計画作成促進に必要な人材育成及び資質向上を図ることができた。 ○社会福祉施設等への啓発や働きかけについて予定どおり対応できた。	○個別避難計画の作成促進。 ○社会福祉施設等への啓発や働きかけについて予定どおり対応できている。	○特に災害リスクが高いエリアに居住される住民について、概ね5年以内で個別避難計画を作成することを目標として、以下(1)～(3)の取組みを実施する。 (1)市町村の支援体制推進を図るため、避難行動要支援者にかかる実務研修を実施する。 (2)避難行動要支援者を支援する人材の育成を行う。 (3)市町村に対して、府内市町村の先行事例や全国の先進的な事例の共有及び助言等のサポートを行っていく。 ○BCP策定等を含め、社会福祉施設等における災害への備えが進むよう引き続き周知啓発及び働きかけを実施していく。	防災企画課 福祉総務課
（2）地域における権利擁護の推進								
①虐待やDV防止に向けた地域における取組の推進								
②成年後見制度等の利用促進								
35	◆目標・指標 「◆地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置に向けて、モデル検討等を行うとともに、2021年度までに全市町村が事業に着手するよう、各種の取組を検討します。」	○地域連携ネットワーク及び中核機関の設置等について、モデル検討を行う「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を開催した（3回・6月～1月）。※3月に予定していた第4回研究会の開催は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 ○市町村の状況等を把握するため、府内市町村ブロック会議に参加に向けて委託事業者と調整し、参加自治体に呼びかけをしていたが、3月に予定していた会議は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。 ○第4期大阪府地域福祉支援計画の策定にあわせ、地域福祉推進モデル事業を創設し、成年後見制度の担い手確保や利用促進に向けたモデル的な取組を行う市町村を支援した。（R元年度補助実績）大阪市	○「地域における公益的な取組」としての法人後見の実施について検討するため、「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を開催した（2回・9月、3月）。 ○地域連携ネットワーク及び中核機関の設置等について、市町村ブロック別意見交換会（北摂、泉南ブロック）及び広域設置に向けた合同意見交換会を実施した。 ○市町村等の成年後見制度の利用促進にかかる機能整備及び地域連携ネットワーク構築への支援、助言を行うため、「大阪府成年後見制度利用促進専門員派遣事業」を実施した。	○	○市町村の実状により、地域連携ネットワークの構築等が進まない。 ○市町村の実状により、地域連携ネットワークの構築等が進まない。	○「地域における公益的な取組」としての法人後見の受任に向け、専門職団体、府社協、市町村中核機関等と連携を図り、円滑に実施する。 ○市町村ブロック別意見交換会を開催し、中核機関の具体的な機能等についてイメージを整理し、広域設置等も含めた市町村における地域連携ネットワークの構築を促進する。	地域福祉課	
35	◆目標・指標「成年後見制度の担い手確保」 2018（H30）年度：26市町村 2021年度：34市町村 2023年度：全市町村	成年後見制度の担い手確保 2019（R1）年度末：26市町村 ※うち「市民後見人養成に参画する市町村数」：23市町	成年後見制度の担い手確保 2020（R2）年度末：26市町村 ※うち「市民後見人養成に参画する市町村数」：23市町	△	○担い手確保に取り組む市町村数は増えていないが、参画に向けた働きかけは行っている。 ○成年後見制度の利用促進を進めるために、担い手の確保は重要であり、未実施市の市町村への働きかけを続けていく。	○市民後見人の受任促進を図るため、日常生活自立支援事業から成年後見制	地域福祉課	
35	◆目標・指標「日常生活自立支援事業の待機者数（待機者ゼロ）」※政令市除く 2017（H29）年度：114名 2021年度：待機者ゼロ 2023年度：待機者ゼロ	日常生活自立支援事業の待機者数（待機者ゼロ）※政令市除く 2019（R1）年度末：193名	日常生活自立支援事業の待機者数（待機者ゼロ）※政令市除く 2020（R2）年度末：256名	△	○利用者は増加傾向にあり、待機者の解消も至っていない。今後も、待機者解消に向けた取り組みが必要。 ○利用者は増加傾向にあり、待機者の解消も至っていない。今後も、待機者解消に向けた取り組みが必要。	○利用者が待機者の増加に対応できるよう、好事例等の情報提供を行うとともに、	地域福祉課	

第4期大阪府地域福祉支援計画〈関係事業一覧〉【指標・目標の評価】

【参考2②】

【1】頁	【2】第4期計画の指標・目標	【3】令和元年度の実績状況	【4】令和2年度末の実績状況	【5】中間評価	【6】評価理由	【7】後半への取組（令和4年度から令和5年度まで）		所管課
						課題	課題に向けた取組	
③消費者被害等の未然防止								
（3）地域福祉を担う多様な人づくり								
①地域づくりにつながる人づくり								
②民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり								
③介護・福祉人材の確保								
42	<p>◆目標・指標 「需給推計を上回る介護・福祉人材の確保」 2020年度 需要推計179,031人 供給推計167,902人 （これを上回ること）（※需給ギャップ（需要－供給）11,129人） 2025年度 需要推計208,042人 供給推計173,547人 （これを上回ること）（※需給ギャップ（需要－供給）34,495人）</p>	<p>需給推計を上回る介護・福祉人材の確保 2019（R1）年度末：180,208人</p>	<p>需給推計を上回る介護・福祉人材の確保 2019（R1）年度末：180,208人</p>	◎	<p>R1年度末時点で、R2年度の介護人材の需要推計を上回っている。</p>	<p>「大阪府高齢者計画2021（大阪府高齢者福祉計画および介護保険事業支援計画）」において推計を行った結果、R7年度の介護人材の需要推計は209,510人（需給ギャップは24,420人）となった。</p>	<p>更なる介護人材の確保及び定着の促進を進め、介護人材の需給ギャップが生じないよう取り組む。</p>	福祉人材・法人指導課
④教育・保育人材の確保								
43	<p>◆目標・指標 「◆教育・保育人材の確保により、待機児童解消をめざすとともに、研修等の実施による保育の質の向上を図ります。」</p>	<p>○補助金等の活用により、教育・保育人材の確保を図り、待機児童数の減少に寄与した。また、研修等の実施により、保育の質の向上を図った。</p>	<p>○補助金等の活用により、教育・保育人材の確保を図り、待機児童数の減少に寄与した。また、研修等の実施により、保育の質の向上を図った。</p>	○	<p>○前年度と比較し待機児童数が減少した。</p>	<p>○依然として待機児童が存するため、引き続き教育・保育人材の確保を行うとともに、保育の質の向上を図る必要がある。</p>	<p>○引き続き、教育・保育人材の確保と研修等を実施する。</p>	子育て支援課
（4）地域の生活と福祉を支える基盤強化								
①安全・安心に暮らせる住まいと福祉のまちづくりの推進								
48	<p>◆目標・指標 「◆「Osakaあんしん住まい推進協議会」への全市町村の加入をめざし、未加入市町村に参画を働きかけるとともに、市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促します。（参加市町村：37市町村 ※2019年3月末現在）」</p>	<p>○平成30年度に実施した「大阪府居住支援体制整備促進事業」において採択した8事業者が6市において活動を行っており、それらに支援を行った。</p>	<p>○「Osakaあんしん住まい推進協議会」への全市町村の加入をめざし未加入市町村に参画を働きかけた。 参加市町村：39市町村（2021年3月末現在） ○市町村単位での居住支援協議会の設立など地域の特性に応じた居住支援体制の構築を促すために、平成30年度に実施した「大阪府居住支援体制整備促進事業」において採択した8事業者が6市において活動を行っており、それらに支援を行った。 市町村居住支援協議会設立数：2市（豊中市、岸和田市） ○市町村における居住支援体制構築に向け、福祉部と連携し、市町村福祉部局、住宅部局、居住支援法人等への働きかけを行った。</p>	◎	<p>○「Osakaあんしん住まい推進協議会」の市町村参画率が90%を超えている。 ○参画の働きかけを行った結果、新たに3市町が「Osakaあんしん住まい推進協議会」への参画を表明し、残り4町のみとなった。 ○豊中市、岸和田市において、居住支援協議会が設立された。</p>	<p>○令和3年12月に「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者居住安定確保計画」を統合した「大阪府居住安定確保計画」を策定し、「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：50%」を新たな目標とした。</p>	<p>○市町村単位又は行政区単位での居住支援協議会の設立を働きかける。 ○市町村の住宅部局、福祉部局並びに相談協力店等との連携による「住まい探し相談会」を実施し、市町村における居住支援協議会等の体制づくりの支援。 ○重層的支援体制整備事業・移行準備事業を実施した市町村に対して居住支援協議会設立を働きかける。 ○協議会設立の中心となり得る居住支援法人に居住支援協議会の設立を促す。 ○平成30年度に実施した大阪府居住支援体制整備促進事業をきっかけに居住支援法人を中心とした勉強会などを行っている地域等に対し、居住支援協議会の設立に向けたアドバイスを行う。</p>	居住企画課
②矯正施設退所予定者等への社会復帰支援								
49	<p>◆目標・指標 「◆2018（平成30）年度より3か年にわたり、国のモデル事業を実施するとともに、「地方再犯防止推進計画」の策定について検討します。」</p>	<p>○国の機関や関係民間団体の実務担当者で構成する大阪府再犯防止推進協議会を設置し、課題や対策など協議を重ねて、モデル事業（性犯罪者に対する心理カウンセリング支援及び犯罪を行った障がい者等に対する就労支援）を開始した。 ○「大阪府再犯防止推進計画」を策定（令和2年3月）</p>	<p>○平成31年1月からモデル事業実施し、令和2年度末で終了。</p>	◎	<p>○モデル事業として、性犯罪者に対する心理カウンセリング支援を平成31年1月から、犯罪を行った障がい者等に対する就労支援を令和元年6月から、それぞれ関係機関と連携して実施した。 ○「大阪府再犯防止推進計画」を策定した。（令和2年3月）</p>	<p>○「大阪府再犯防止推進計画」に基づき、引き続き、再犯防止の取組を推進する。</p>	<p>○「大阪府再犯防止推進計画」の進捗管理を行う。 ○地域生活定着センター事業（被疑者等支援業務）を実施する。</p>	治安対策課 自立支援課
③社会福祉協議会に対する活動支援								
④福祉基金の活用・推進								
⑤第三者評価等による福祉サービスの質の向上								
⑥社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適切な指導監査								
（5）市町村支援								
①地域の実情に合わせた施策立案の支援								
②市町村地域福祉計画の策定・改定支援								
58	<p>◆目標・指標 「改正社会福祉法に対応した市町村地域福祉計画の改定」 2018（H30）年度：5市町村 2021年度：全市町村</p>	<p>2018（H30）年度：13市町村 ※H31年3月末時点 2019（R元）年度：20市町村 ※R2年3月末時点</p>	<p>2018（H30）年度：13市町村 ※H31年3月末時点 2019（R元）年度：20市町村 ※R2年3月末時点 2020（R2）年度：33市町村 ※R3年3月末時点</p>	○	<p>33市町村/43市町村≒76%</p>	<p>○計画策定年度が2021年度以降である市町村への働きかけ</p>	<p>○引き続き、改定等に必要な助言や情報提供等を行っていく</p>	地域福祉課

【1】項目	【2】第4期計画の記載内容	【3】令和元年度から令和2年度までの取組 (総括)	【4】第4期計画期間の後半に向けた取組(令和4年度から令和5年度まで)		所管課
			課題	課題に向けた取組	
(1) 地域福祉のセーフティネットの拡充					
①市町村と連携したセーフティネットの拡充(市町村における包括的な支援体制の構築)					
市町村における包括的な支援体制の構築	<p>▼「重層的支援体制整備事業」の創設(R3年度～)」</p> <p>R3年度 重層的支援体制整備事業の基本的な考え方や、体制構築の手法等について、市町村向け研修会等を開催し、事業の実施に向けて取組を促進する。</p> <p>◆目標・指標 「令和5年度までに重層的支援体制整備事業又は移行準備事業の府内全市町村の実施を目指す」</p>	市町村地域福祉課長会議(10月、3月)において国の動向や制度周知を図った。令和3年3月に市町村職員や市町村社会福祉協議会職員等を対象にした研修会を開催	複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業が創設された。新たに創設された「重層的支援体制整備事業」は任意事業であることから、包括的な支援体制の整備の市町村市町村格差が広がることが懸念される。	包括的な支援と社会福祉法人等における「地域における公益的な取組」の有機的な連携に向けて研究会を設置し、連携に向けた具体的な方策の検討を行う。重層的支援体制整備事業の基本的な考え方や、包括的な支援体制構築の手法について、市町村職員等関係者への研修会等を開催し、事業の円滑な実施を支援する「重層的支援体制整備後方支援事業」を実施する。	地域福祉課
②生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実					
生活困窮者への支援	<p>▼「ひきこもりの状態にあるなど社会参加に向けた支援の取り組み」</p> <p>R3年度 ひきこもりの状態にあるなど社会参加に向けた支援を必要とする方などを対象に、労働及び福祉分野等の関係機関等の地域ネットワークを構築し、就職や社会参加等に向けて取り組む。令和3年度は、学習会、調査及び研修会を実施し、地域ネットワークの構築と取り組みを促進する。</p> <p>◆目標・指標 「令和5年度までにひきこもりの早期発見と適切な支援機関につなげる体制づくりを目指す」</p>	ひきこもり支援のためのネットワーク(市町村プラットフォーム)の構築に向け、自治体に対する研修会を実施した。	ひきこもりの長期・高齢化を防ぐには、ひきこもりに関する悩みを抱える方が用意に相談できる体制や、早期に発見し、適切な支援機関につなげる体制づくりが重要で、そのため学校等の教育現場も支援機関につなぐCSWや支援機関と日頃からつながっておくことが大事である。早期発見・早期支援に向けて、家庭への訪問を行うアウトリーチ支援や、支援者や関係機関間のネットワークを構築する市町村への支援が必要である。	ひきこもり支援のネットワークを全市町村で構築(又は機能強化)するため、ネットワーク構築や機能強化に向けた研修や市町村に対する個別訪問により情報提供、助言を行う。SSWとCSWのネットワーク構築に向け、双方の研修会へお互いが参加し合うことにより交流機会の創出を図る。	地域福祉課
(2) 地域における権利擁護の推進					
②成年後見制度等の利用促進(成年後見制度の担い手確保)					
成年後見制度の担い手確保	<p>▼「地域における公益的な取組」としての法人後見活動支援</p> <p>R3年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」としての後見活動を広域的に支援するための体制整備について、令和2年度に「成年後見制度利用促進研究会」において検討。 ・社会福祉法人を対象に養成研修を開始し、新たな担い手確保に努める。 <p>◆目標・指標 「府内全市町村で『令和5年度までに地域における公益的な取組』としての法人後見が可能となるよう目指す」</p>	「大阪府成年後見制度利用促進研究会」を5回開催し、担い手確保の新たなモデルとして「地域における公益的な取組」としての法人後見の実施について検討を行った。	成年後見制度の対象となる「認知症高齢者」「知的障がい者」「精神障がい者」等が年々増加し、又、同居又は近居の家族がいない「高齢独居世帯」や「高齢のみ世帯」も増加。成年後見制度の利用にあたり、後見の報酬や事務費を本人の資産から支弁できない低所得者等も増加。	社会福祉法人を対象に養成研修を実施し、新たな担い手確保に努めるとともに、府社協・市町村中核機関・専門職等と連携し支援体制を整備する。	地域福祉課